

## 平成28年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成28年3月8日(火曜日) 午前10時開議

- |        |          |   |        |
|--------|----------|---|--------|
| 日程第 1  | 議案第 1 号  | 人権擁護委員の推薦意見について   |        |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定<br>について                   | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 那珂川町行政不服審査会条例の制定について                                    | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 4 号  | 那珂川町職員の降給に関する条例の制定について                                  | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 5 号  | 那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正<br>について                   | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 6 号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正<br>について                   | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 7 号  | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について                                | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 8 号  | 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について                             | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 9 号  | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                                  | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町土地開発基金条例の一部改正について                                   | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について                                   | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条<br>例の一部改正について             | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に<br>関する基準等を定める条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の廃止について                               | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について                               | (町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決につ                           |        |

- いて (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第19 議案第19号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第21 議案第21号 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第22 議案第22号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更について (町長提出)
- 日程第23 議案第23号 第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の議決について (町長提出)
- 日程第24 議案第24号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決について (町長提出)
- 日程第25 議案第25号 町道路線の認定について (町長提出)

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程 議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算に対する修正動議 (議員提出)

#### 出席議員 (14名)

- |     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 鈴木 繁 君  | 3番  | 石川 和美 君  |
| 4番  | 佐藤 信親 君 | 5番  | 益子 輝夫 君  |
| 6番  | 大森 富夫 君 | 7番  | 塚田 秀知 君  |
| 8番  | 益子 明美 君 | 9番  | 岩村 文郎 君  |
| 10番 | 川上 要一 君 | 11番 | 阿久津 武之 君 |
| 12番 | 橋本 操 君  | 13番 | 石田 彬良 君  |

14番 小川洋一君

15番 大金市美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者 兼会計課長	田村正水君	総務課長	橋本民夫君
企画財政課長	佐藤美彦君	税務課長	薄井健一君
住民生活課長	鈴木真也君	環境総合推進 室長	鈴木雄一君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	秋元彦丈君
農林振興課長	穴山喜一郎君	商工観光課長	坂尾一美君
総合窓口課長	稲澤正広君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	藤田悦子君	学校教育課長	長谷川幸子君
生涯学習課長	笹沼公一君		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届けが12番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） みなさん、おはようございます。

先週の一般質問、また、昨日の民間主導による地域再生活性化事業基礎調査業務委託の報告に関する説明にご出席をいただきましてありがとうございます。本日から、議案の審議ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております薄井秀雄氏は、本年6月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいと考えております。薄井氏につま

しては、平成25年7月1日から、人権擁護委員として熱心にその任務を果たされております。また地域における人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方でございます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりますことから、ご提案申し上げ、議会のご意見をいただきました上は、法務省にご推薦申し上げたいと存じます。

なお、参考までに、現在当町の人権擁護委員は、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏、石川周一氏、大金典夫氏、川俣まゆみ氏と、今回お願いいたします薄井秀雄氏の7名であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号及び議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定について及び日程第3、議案第3号 那珂川町行政不服審査会条例の制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第3号 那珂川町行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年6月に、行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する7条例について、一括して改正を行う整備条例を制定するものであります。

また、行政不服審査法に基づく第三者機関の設置について、現行の情報公開審査会の機能を兼ねる体制で、行政不服審査会を新たに設置するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、行政不服審査法の改正により、関係する別紙参考資料の7条例について、一括して改正を行う整備条例を制定するもの及び新たに設置する行政不服審査会に関する事項を定めた条例を制定するものです。

まず、議案第2号では、7つの条例を改正いたしますので、順に説明をいたします。

議案第2号の一番最後についております参考資料をごらんいただきたいと思っております。

現行の行政不服審査法では、不服申立ての一般的な制度として、異議申立てと審査請求が併存しておりましたが、今回の改正により、審査請求に一元化されました。またこの法改正に伴いまして、条例の目次を含め、関係条文中の「不服申立て」の文言を「審査請求」に改正することとなります。「審査請求」または「審査請求人」等の文言の整理につきましては、各条例に共通するものですので、以後の説明は省略をさせていただきます。

参考資料の中段の改正の概要をごらんいただきたいと思っております。

第1条は、那珂川町情報公開条例の一部改正です。

第18条は、開示請求に係る不作為についても審査請求できる旨、明記したものです。また諮問機関を情報公開審査会から行政不服審査会へ変更し、諮問する場合を整理したものです。第19条

以下は、主に文言の整理でございます。

次に、第2条の那珂川町個人情報保護条例の一部改正についてをごらんください。

第33条は、開示決定等に係る不作為についても、審査請求対象とする旨を規定するもの及び諮問しなければならない場合を整理したもの。同条第2項は、諮問は弁明書の写しを添えなければならないことを規定したもの。第34条以降は、主に文言の整理でございます。

資料の裏面をごらんください。

第3条、固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。

目次は、条文の追加により繰り下げをしたものです。第4条第2項は、審査申出書に記載する事項に、「審査の申し出に係る処分の内容」を追加したもの。同条第6項は、審査申出人がその資格を失ったときは、書面で届け出なければならない旨を規定したものです。第6条は、インターネットを利用したの弁明書提出も可能としたものです。同条第3項は、審査申し出の全部を容認すべき場合においても、必要と認める資料の概要記載の文書を送付しなければならないことを規定したもの。同条第5項は、委員会は審査申出人からの反論書を町長に送付しなければならない旨を規定したもの。第10条は、固定資産評価審査委員会に諮問された審査請求にかかわる提出書類等のコピーや印刷に要する手数料について規定したもの。第13条は、審査決定書の記載事項について規定したもの。第14条以降は、条項の繰り下げです。

次に、第4条、那珂川町行政手続条例の一部改正です。

第19条は、文言の整理です。

次に、第5条、那珂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

別表中、「情報公開審査会委員」を「行政不服審査会委員」に改正するものです。

次に、第6条、那珂川町手数料条例の一部改正です。

第7条の2は、行政不服審査法に基づく審査請求に係る手数料について、経済的困難により手数料を納付することができない場合には、減額、または免除することができることを規定したものです。また別表第1は、行政不服審査法に基づく審査請求に係る手数料の額を白黒印刷は1枚10円、カラー印刷は1枚50円と規定したものです。

次に、第7条、那珂川町の豊かで住みよい環境づくりに関する条例の一部改正です。

第17条第2項は、審査請求ができる期間を3カ月以内に改正するものです。

附則は、施行期日を平成28年4月1日からと規定し、施行日以降の申請について経過措置

を定めるものです。

続きまして、議案第3号 那珂川町行政不服審査会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町行政不服審査会条例の概要をごらんください。最終ページです。

第1条は、町長の附属機関として、那珂川町行政不服審査会を置くことを規定したものです。

第2条は、審査会の所掌する事務として、行政不服審査法の規定による権限事項の処理及び情報公開に関する諮問に応じた調査審議等を規定したものです。

第3条は、審査会の委員を5人以内で組織することを規定したものです。

第4条は、学識経験者を有する者のうちから町長が任命し、任期は2年とすること。また委員の任期や職務に関する事項を規定したものです。

第5条は、会長の選任方法及び会長の職務代理者の指名について規定したものです。

第6条は、必要に応じ、専門の事項を調査させる専門委員会を置くことができる旨を規定したものです。

第7条は、会議の招集及び会議の議長は会長が行い、会議は過半数の委員の出席を要することを規定したものです。また議事の採決や専門委員の調査報告、委員の除斥について規定したものです。

第8条は、調査審議のの特例として、情報公開に係る開示決定等についての審査請求は、行政不服審査法によるものではなく、情報公開条例の定めにより審議することを規定したものです。

第9条は、審査会の庶務は総務課で行うことを規定したものです。

第10条は、条例に定めのない事項は町規則で定める旨を規定したものです。

附則は、施行期日を平成28年4月1日としたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 第3号のほうなんですけど、那珂川町行政不服審査会条例の制定についてということなんですけど、その参考資料の第1条の町行政不服審査会を置くということ、これは多分町長の選任事項になると思いますが、現在それが発表できるのだったら発表してい



ただきたいと思います。

それと、条例を制定されていないのであれですが、あと第3条の審査会を5人以内で組織するということが書かれています。それと同時に、私が一番気になるのは、第4条の政党その他の団体の役員は積極的な政治活動を禁止するということが盛り込まれているんですが、これは憲法上からいけば、そういうものに触れる部分もあるのではないかと思いますし、そういう点でどういうふうにか考えるのか、まず伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず1点目の、行政不服審査会の設置、これにつきましては、4月1日以降から設置するものであり、現在は設置されているものではございません。なお、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、那珂川町情報公開審査会委員という方が、今現在5名委嘱されております。任期は、本年の3月31日で任期が切れるわけですけれども、この情報公開審査会にかわる委員会として、行政不服審査会が設置されるというふうにご解釈をいただきたいと思います。

それと、この審査会委員の任務の公平性を保つために、特定の政党の団体とか政治活動をしてはならないという形で、これは大もとの行政不服審査法にも盛り込まれている内容と考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 私、一番気になるのは、やっぱり4条の件なんですけど、過去にも町議選とか国政選挙になると、こういう役は新たにできるんですけれども、公的な関係で選挙管理委員長とか自治会の区長が選挙の事務長をやるというのが、過去に何回か例があったので、そういうことを踏まえて意見を今ただしているんですが、今後そういうことがまた考えられるような気がしますので、その点をどういうふうにか考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 委嘱の時点では、そういう政党にかかわりのない方という方を委嘱したいと考えておりますし、委員になられた方々には、先ほど申し上げましたように、第4条にそういう該当項目がありますよ、十分ご注意くださいということで申し上げたいと思っております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） この条例2案の関係で伺います。

これまで、この不服申立てというのはどういう状況であったか、件数など示されれば伺っておきたいと思います。

その中で不作為の問題が出てきております。情報公開ということで、行政にかかわる不都合なものが不作為という形で公開されないというようなことがあっては町民のためにならないと思います。そういった不作為というようなことにつきましては、とりわけ、行政にとりましては不都合な部分は公開しないというようなことを町民の側から見るとそういったことを感じられるようなことがたびたびあります。そういった点では、不作為についてちょっと説明を聞いておきたいというふうに思います。

それから、先ほど出ました第3号の件の第4条7項の点です。法的根拠につきましては、どういうふうになっているか、明瞭に述べていただきたいというふうに思います。

以上、3点お願いします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、今までに不服申立て審査請求があったかという件ですけれども、ございませんでした。それから不作為ですけれども、情報公開上の不作為はございません。それともう一点ですが、議案第3号の第4条第7項の関係でございしますが、先ほど益子議員のご質問にお答えしたとおり、行政不服審査法の中で規定されているものについて定めたものでございます。変わりはありません。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） もう少し明瞭に伺いたいんですけれども、情報公開につきましては、なかなか申立てるケースもないということですが、町民の側からすれば、個人情報、あるいは各種の評価、固定資産とかいろいろな評価の問題、不満があるような点が数多くあるわけです。そういう点で、なかなか不服申立てというものも、不満があっても手続上やっかいだということで、なかなか町民の側からは、今示されたように件数が出てこないというふうになっていますけれども、実際には、いろいろな行政に対する不満というものはあるというふうに、潜在するというふうに私は受け取っています。そういう点では、この行政の側から、今度の条例では不作為についても審査をしてもらえんというようなことが出てきております。行政にとりましては、そういう点では公正公平を期するためにも、そういったものをきちんと守ってもらいたいというふうに思いますけれども、この点では不作為がないよう

にするためには、どういうふうな担保と申しますか、保障と申しますか、そういうものはどう  
いうふうを考えているか伺います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず1点、不服申立てがなかったということで申し上げましたが、  
不服申立てになる前に、不服については解決しているというふうにご解釈を、もし不服があ  
る方についてもそういう解釈をお願いしたいと思います。申立てという制度を使うまでもな  
く、それ以前に改善されているというふうにご解釈をいただきたいと思います。

それから、不作為に関しましては、当然条例を定めるわけですから、私たち職員もこの条  
例に従って事務を遂行するという責務がございます。そういう意味で担保があるというふう  
にご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり決することに  
異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第4、議案第4号 那珂川町職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、人事評価制度導入が義務化されたことから、平成28年度から本格運用するため、人事評価結果により指導や措置を行ったにもかかわらず改善されない場合や、役職に見合った職務を遂行することが困難と認められた職員に対し、職員の意に反する降給に関する事項を条例において規定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、人事評価制度導入が義務化されたことから、平成28年度から本格運用を行うため、人事評価結果により指導や措置を行ったにもかかわらず改善されない場合や、役職に見合った職務を遂行することが困難と認められた職員に対し、職員の意に反する降給に関する事項を条例において規定するものです。

各条文について、参考資料において説明を申し上げます。

第1条は、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めることを規定したものの。

第2条は、降格、降号とすることを規定したものの。

第3条及び第4条は、給料表の級を下げる降格、号を下げる降号、それぞれの場合を規定したものの。

第5条は、職員を降給させる場合には、書面を交付する旨を規定したものの。

第6条は、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、病院等の受診を命ぜられた場合は従わなければならない旨を規定したものの。

第7条は、町規則への委任規定です。

附則は、施行期日を平成28年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） ただいま課長から説明を受けたんですが、これ職員に関する事なので、職員、または組合のほうとの話し合いはしているのか。していたらどんなふうになっているかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、降給に関する条例を定めるに当たりまして、その標準条例というのが国のほうから来ます。それにつきましては、組合のほうにも同じような形で今回提示をしております。

それから、降給の運用に関しましては、平成28年度から人事評価制度が始まりますので、その評価の仕方、それから運用の方法等を含めて組合と協議をしながら、この降格制度についても理解を頂けるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 今、説明を受けたんですが、議会が決めてしまってから、了解してしまってからということではちょっと遅いんじゃないかなと思うんですが、職員と話し合う、組合との話し合いをした結果、こういうことで上程されるというのならわかるんですが、何か本末転倒ではないかなと思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 降格に関する条例の制定、それから人事評価制度の本格運用、これが並行して現在進んでおります。そういう状況の中で、改めてこれから運用の仕方、執行部だけの運用の仕方では困りますので、当然これを運用するに当たっては、組合と協議をしながら、降格によりよいというのはないと思うんですが、適正な運用ができるような評価、それから降格について、組合と協議をしながら、お互いにその中で運用の仕方を組み立てていくと、そういうやり方をしてまいりたいと考えています。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） ただいま課長が言われたように、職員組合とも話し合って、適正に本当に、公平な公正な立場でやられることを望んで質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今の質疑の中で、結論的なものが得られていないのでちょっと伺います。

1つは、組合の了承を得られているのかどうかということです。

それから、運用方法につきましては今後というようなこともありましたけれども、この運用につきましては、絶対的な権限で、町長の、任命権者の意のままになるような、そういうものであってはならないというふうに私は思います。こういう降給、降格、降号、こういう点では、一人一人の職員の生活にもかかわってくるものになるわけです。具体的な点では、長期の欠勤、病欠、明らかな病欠で欠勤せざるを得ないようなものに対しましても、公平公正なものをもって職員に当たってもらわなければならないわけです。そういう点では、公平公正なことが担保されるものが必要だと思いますけれども、この点ではどういうふうに考えているのか、運用方法等に関連しまして伺います。

それから、これは具体的な例として長期の病欠、欠勤、そういうものがありましたけれども、今後4月からの運用に当たりましては、そういった対象者、これまでもあったのか、これからもそういうことが該当するのか、そういう点で3点伺います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、組合の了解が得られたのかという点ですけれども、組合のほうからは申し出をいただいております。実際に本日議会に上程する前に、組合のほうにも同じような形で、こういう条例を制定しますということで、先ほど益子議員さんにお答えしたとおり、同時に条例をお示ししていると。組合のほうからは、そういう条例案ができたときには組合のほうにも示してほしいということを申し出をされておりますし、またこの条例ができた際には、その運用に関しては組合と協議をしてほしいということも申し出をいただいておりますので、そのとおりに進めていきたいと思っております。

それから、公正の担保ということですが、これにつきましては、もう既に懲戒、分限に関する条例、規則というものができております。それに基づいて、現在も職員の処分等を行っているわけですが、それをより精度を高めるという意味で、この降格に関する条例が制定され

るものと考えております。

それから、長期の病欠、欠勤に関しましては、現在までは、その懲戒、分限に関する条例、規則を適用して、そのような処分をしているところでございます。

以上です。

○議長（大田市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 200人からの職員に対しましては、こういうものを出されると非常にちゅうちょすると、業務についても委縮するようなものがあるいは出るのではないかなど、私は感じるんです。町長の、任命権者の、一方的なものにならないようなことを強く望みまして、運用方法等については、先ほどの労働組合との話し合いを十分に行って、慎重に行っていたきたいということを要望しておきたいと思います。

終わります。

○議長（大田市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大田市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第5、議案第5号 那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び

休暇に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について及び議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事行政の運営の状況の公表事項の追加と、引用条項の繰り上げに伴う整理、人事評価結果の勤勉手当への反映等について、関係条例を改正するものであります。

また、学校教育法の改正において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定したことから、関係条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成28年4月1日施行となる地方公務員法等の改正に伴い、関係する町の3条例を改正するものです。

議案第5号は、人事行政の運営の状況にかかわる報告事項の追加で、勤務成績の評定にかわり、平成28年度から実施となる職員の人事評価の状況と、管理職であった職員の退職後の再就職の状況の公表を追加するものです。

議案第6号は、第1条の地方公務員法の引用条項の繰り上げに伴う改正と、学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定したことから、第8条の2第1項第2号での規定で、義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員についても、早出、遅出勤務の対象とするものとしたものです。

議案第7号は、地方公務員法で、新たに等級別基準職務表の条例化が規定されたことから、現在運用しております級別職務分類表を法律に沿った形に改正するもの及び人事評価の結果



の勤務手当の反映について規定したものです。

附則は、条例の施行日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決す  
ることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第8、議案第8号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年度税制改正大綱の決定に伴い、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部が改正されたことから、町税条例についても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（薄井健一君） 補足説明を申し上げます。

お配りいたしました議案書に添付してあります参考資料をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、平成28年度税制改正大綱の決定を受けまして、地方税関係書類における個人番号を記載する書類の一部見直しに伴いまして、平成27年12月25日に、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布されましたので、平成27年6月4日に承認をいただきました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

次に、今回の改正内容であります。地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするための改正であります。

具体的には、第51条の町民税の減免申請書の個人番号を記載する規定を削除するものであり、第139条の3の特別土地保有税の減免申請書の個人番号及び法人番号を記載する規定を整理するものであります。

附則は、施行期日を定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第9、議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の平成28年度税制改正大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が、平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることから、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付しております参考資料及び那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容をあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の内容は2つございます。

1点目は、国保税の課税額に係る課税限度額の引き上げであります。医療給付分及び後期高齢者支援金等分が、それぞれ2万円引き上げられたことから、条例第2条第2項中の「52万円」を「54万円」に、同条第3項中、「17万円」を「19万円」に改めるものであります。同様に、第26条本文中、「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改めるものであります。

2点目は、低所得世帯に対する保険税軽減対象世帯の拡充であり、具体的には、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得基準の引き上げであります。被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減を判定する所得につきましては、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減につきましては5,000円、2割軽減につきましては1万円をそれぞれ引き上げ、軽減対象の拡充を図ることとし、条例第26条第2号中、「26万円」を「26万5,000円」に、同条第3号中、「47万円」を「48万円」に改めるものであります。

附則は、改正条例の施行期日及び適用区分を定めるものであります。

なお、本案につきましては、去る2月18日、町国民健康保険運営協議会に諮問いたし、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 課長の説明では、軽減分を強調していましたがけれども、その前に、国保税の引き上げにつきましては、こういった最高限度額引き上げということ为先兵にして、全体を引き上げるような状況にもっていくということを私はいつも危惧しているわけです。

そこで、52万から54万に最高限度額の引き上げとありますけれども、こういった対象人

数、これはわずか、全体からすれば少ない人数だと思いますけれども、どういうふうになっているのかということと、その軽減分を課長は強調しますけれども、果たして7割軽減で33万円の方々がというのは、一体どのくらいの人数になっているのか。このことを初めといたしまして、2番目の5割軽減とか2割軽減、こういう人数、これは町民の所得の全体を見渡せば、こういった人数は少ないのではないかなと思いますけれども、どういうふうになっているのか伺っておきたいと思います。

こういった税条例改正で、それでは増税分で幾らになるのか、また軽減分としてはどういうふうになるのか。これは試算されていると思うんですけれども、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） それでは、大森議員の質問にお答えいたします。

まず、平成27年度の課税状況で、平成28年1月の被保険者数により試算いたしますと、まず限度額の引き上げになる世帯でございますが、64世帯でございます。被保険者世帯数3,138世帯あるわけでございますが、率にいたしまして約2%、税額にいたしまして211万円程度の増収と見込んでおります。

次に、軽減世帯でございますが、まず5割軽減世帯が7世帯で29万9,000円、2割軽減世帯は6世帯で11万1,200円、合わせて13世帯で41万200円となります。

なお、ご参考までに、この軽減制度により軽減される世帯数及び軽減額は3,138世帯中、1,710世帯が該当となっております。率にして54.5%、税額にいたしまして7,500万円程度となっております。

なお、国保税の軽減分につきましては、保険基盤安定費負担金として、国・県から4分の3の財政措置があり、残りの4分の1につきましては、町の一般会計で負担することとなっております。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 減税の分について強調する割には、こういった人数が少ないです。5割が7人とか2割が6人とか、ほとんどいないんです。7割軽減になったら言わないんですから、ゼロ人なんでしょう。7割世帯のことを言わなかったですよ。対象者数はないというふうなこういう状況なんです。

増税については、これも全体からすれば2%ということですから、税収にしても211万で

すから、大したものにはならない。国保全体の会計にそれほど寄与するものではないとは思  
うんですけども、私は当初、質疑の中で言いましたものは、重要なことはこういうことを  
先兵として全体の引き上げにつなげていくということにつながっていくと、こういうことを  
懸念しているということなんです。引き上げそのものについても私は反対でありますけれど  
も、こういう実態ということであるということが明らかになったと思います。そういうこと  
で、私は反対の立場で質疑をいたしました。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 少しでも国保の会計をよくしたいということを思うならば、こうい  
ったことだけにとどまってはならないということを初めに申し上げて、私は反対討論を行な  
ていきたいと思えます。

国保全体の会計が悪化したのは、基金があるときには基金を繰り入れて、加入者に負担を  
押しつけないということを申し上げてきましたけれども、ほとんど今は基金がなくなっ  
てきました。最大のこういった地方の国保会計の悪化の原因というのは、これまでも私は強調  
してきましたけれども、最大の根源は、国の補助率引き下げということにあったわけです。町  
としてそういう点では、国に対して補助率引き上げをきちんと求めていくということが必要  
であろうというふうに思います。

1984年からの補助率引き下げという点では、当初45%であったわけですが、国の国保補助  
率。現在38.5%というような、こういう引き下げになってきてしまっている。ここに地方  
自治体の町の国保会計を悪化させてきた最大の要因があるわけです。さらに国庫支出金にし  
てみると、49.8%から30.6%のこういう激減をさせてきたということもあります。

そういう点で、最大の要因がそういうところにあるので、町の取り組みが、この会計制度  
をよくしようと思っても、この一番の要因がここにあるということなので、町がそういった  
国に対しての姿勢というものをそちらに向けて、補助率、助成制度、これも改善するよう  
に求めていくということがどうしても必要だというふうに思います。そういうことを最初に強

調しておきたいと思います。

そして、町民にこの負担を押しつけるというこの増税、今回の税条例の改正につきましては、ごく一部でありますけれども、こういったことを先に出しておいて、全体の税引き上げにつなげていくということを私は非常に懸念する、まさに当初申し上げましたとおりであります。そういうことを申し上げて、町の姿勢を変える、また医療につきましては、病気にかからないような保険の取り組みを強く求めて、今回の税条例の一部改正につきましては、これまでの私の主張のとおり反対をいたします。私の討論といたします。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） では、ないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、議案第10号 那珂川町土地開発基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

土地開発基金は、事業用地等を先行取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置し

ているものでありますが、近年はその利用も少なく、また次期那珂川町総合振興計画においても、土地開発基金を大幅に使用するような大規模事業の計画がないことから、基金の額を定め、保有する資金を他の基金などで有効活用できるようにするため、改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、別に定めるとされている金額の額を定め、現在保有する現金との差額を有効活用できるように改正するもので、第2条第1項の改正は、基金の額を2億円と定めるもの、第2項は、基金の処分について、第3項は、処分したときの基金の額について規定するものです。第7条は、基金を有効活用できるようにするため、文言を追加するものです。

附則は、条例の施行日を平成28年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町土地開発基金条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。



再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（大金市美君） それでは再開いたします。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第11号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昭和55年に建設され、地元で長年利用されてきました多目的集会施設、健武集会所であります。平成28年3月31日で賃貸借契約が満了するに当たり、地権者の要望により借地を返還することとなりました。

今回の改正は、返還に伴い施設を解体することから、条例第2条の表中、健武集会所の名称及び位置を削除するものであります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 現場をちょっと確認していないんですけれども、私の推察では、今工事をやっているところに関係するのかなという感じで質疑をいたします。

これは、あそこの施設、住民の集会所とともに、投票所などにも使われてきたとは思いますが、工事関係でなくなるということになれば、では代替施設はどうするのかということになるわけですが、地域住民との関係ではどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 現在の利用としましては、健武地区の高齢者生産活動施設、元馬頭分署の後ろです。そば加工所と一般的に呼んでいるところがあるんですけども、そこをそば加工組合と行政区と共同で利用している状況であります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） それと関係しまして、今まで賃貸料はどうなっていたのかということと、これからどうするのかと、そのそば加工施設。それについては、町で負担を案分するのか、あるいは住民負担等になっていくのか、その辺もこういうことで関係してくると思うので、その辺の説明を得たいと思います。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 賃貸料につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので把握しておりませんが、現在、健武地区の高齢者生産活動施設管理運営委員会というものがあまして、そこと行政区が契約を結びまして、今回は29年の3月31日まで賃貸の利用をしているということでございます。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（穴山喜一郎君） 現在の集会施設の賃貸料、これは年額4万2,490円であります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 馬頭分署の取り壊しの中で、一部施設の取り壊しをしないというところがあるんですけども、この健武集会所との関連性があるのかどうか、その点についてお伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 馬頭分署につきましては、訓練棟は当然取り壊しと、それから車庫、通常の事務室等につきましては、倉庫に活用させていただきたいと。当然地元の方がお使いになりたいという場合には、協議に応じたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） といいますと、取り壊しがまだ始まっておりませんので、取り壊し完了後に健武の地区住民の意向によっては、公民館的な機能を持った施設として再活用される可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 公民館につきましては、これはまた別途の話になりまして、また地元の方が何かそういうものを置くとか、それから公民館で使っていたものを置くとか、そういう部分に関しては倉庫としてお使いいただけるようにしたいと。公民館の機能は持たせるような形では考えておりません。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第12号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、厚生労働省令により、保育所にかかわる保育士数の算定基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明いたします。

今回の改正は、厚生労働省令により、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、または看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができるようになったことに伴い、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項において、「又は看護師」とあるのを「、看護師又は准看護師」と改めるものです。

附則は、この条例の施行期日について定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） こういった小規模の保育所、これは今まで稼働しているものがあるのかどうか、あればどのくらいの施設数になるのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 那珂川町では現在ございません。地域型ということで、子ども・子育てプラン等でもご説明したと思いますが、0、1、2のみの小規模という形でございますので、基本的には民間が開設するという形のものでございます。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 少子高齢化の地域社会におきましては、こういったきめ細やかな施設というものは、これから必要になってくるかと思うんです。そのためには、こういった条例制定において町の主導性を持っていくということになると思うんです。これからこういっ

た条例のもとにおきまして、町としてはどういう方向性を持たせていくのか。全然施設がないという、この寂しい状況ですから、町のこの条例に関しましてどういう考え方が、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 町といたしましては、子ども・子育てプランの中で、現在の保育園、あるいは幼稚園等で、今後十分賄えるという形での結論になってございます。今後の関係につきましては、認定こども園ということで、新たな再編整備という形の中で、今後の少子高齢化に対応していくという形で、充実した保育教育を実施するという形での方向性でございます。

なお、民間のほうで当然、実施したいというものに関しましては奨励していくという形で考えてございます。ただし、先ほども申し上げましたように0、1、2だけのものがございますので、その後の3、4、5という部分につきましては、今度は新たな部分というのを保育、あるいは教育ということになってきますので、一貫したものという形から考えれば、当然のごとく、町で考えている認定こども園ということで一貫教育ができたほうが、ということでの考え方でございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 今、課長の発言では、町内では現状としてはないと。今後本当に、民間としてなら考えられるけれども、できる想定とか、つくらなければならないという考えはあるのかどうかを伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） ただいま申し上げましたとおり、やはり町の政策といたしましては、妊娠から子育てまでという一貫性を今後重視していくという方向でございます。当然、民間のほうでやりたいということであれば、うちのほうといたしましてもバックアップするという考えではございますが、今の出生の数の推移、今後の推計を考えた中では、町として、今後予定しております認定こども園の中で、一貫的な教育、保育ができるものというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） わかりました。

ただ、私は看護師が准看護師でもいいということになると思うんです、これでいくと。そ

うすると、准看護師と看護師では全く違うと思うんですが、この町では関係ないというにしても、もし民間でできた場合、正看ではなくて准看を使うということになると、子供さんを預けるんですから、親としては非常に心配ですし、その辺のあれもあると思うので、私は准看護師というよりも、正看を置くというようなことを続けたほうが、安心安全な保育として、まだ当町には関係ないですけども、そうなった場合のことも対応すべきではないかなと。その辺どういうふうを考えているか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今回の改正は、看護師を准看護師でもカウントできるという形でございますが、これは1名につき保育士としてもカウントできるという形でございますし、それから、特に待機児童等が多いところにつきましては、待機の解消というのが大前提になってくるという形の中で、待機する場合には、保育士としてのカウントとして、准看護師もやっつけていければという考え方のものの法的改正に伴う改正でございます。

町といたしましては、あくまでも民間のほうでこういうふうなものを開設したいという形になれば、それに対してのバックアップはしていきたいというふうに考えてございますが、正看のほうがいいのは当然のことですので、その辺につきましては、その段階で指導できればというふうに考えてございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） ぜひとも、そういう可能性もあるわけですから、准看というのと正看、全く違うわけです。お医者さんが常駐すればそういう問題はないわけですけども、ほとんど常駐という場合がない保育所が多いわけですから、そういう点でも、正看ということを強調していくべきだということを要望して質問を終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第12号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第13、議案第13号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護の創設が施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明いたします。

議案書の一番最後についております参考資料をごらんいただきたいと思っております。

一部改正の理由につきましては、ただいま町長が説明したとおりです。

今回の改正する条例は、（1）那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び（2）の那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の2つの条例です。

主な改正内容ですが、第1条は、那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正です。基準省令等の改正に伴う修正及び基準を追加し、第61条から第204条までを第98条から第241条に繰り下げるもので、改正箇所が多岐にわたるため、文言の整理等については説明を省略いたします。

まず、(1)基本方針についてですが、第61条において、利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保を図ることとし、町が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスに移行するものです。

次に、(2)人員に関する基準については、第62条において、指定地域密着型通所介護の事業を行うための従業者として、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の人数を第63条において、事業所にはその職務に従事する常勤の管理者を置くことを明記しております。

(3)施設に関する基準については、第64条で、指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備、その他の非常災害に際しての必要な設備並びに介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えることを明記しているものです。

(4)運営に関する基準については、第65条から第71条において、指定地域密着型通所介護事業所は、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス、または福祉サービスの利用状況等の把握に努め、介護の提供に懇切丁寧に当たること。利用料等の受領、利用者の要介護状態の軽減、または悪化の防止に資すること。またみずから提供する通所介護の評価を行い、常にその改善を図るといった基本取り扱い方針、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成及び管理者の責任等を定めることを明記しております。

(5)指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第80条から第97条で、指定地域密着型通所介護において、難病等を有する重度要介護者、またはがん末期者の常時看護師による観察が必要な者のサービスの提供のための事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることを明記したものです。



次に、第2条、那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正内容ですが、第40条に第3項及び第4項を追加し、第3項で運営推進会議の設置や会議の開催回数、活動状況の報告、運営推進会議による評価、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないことを、第4項で運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録の作成、公表を明記するものです。

附則は、この条例の施行期日について定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 2つの介護サービスと介護予防サービスということでの、この事業をするこういう業者、事業所、こういうのは町でどの程度把握されているのか。条例適用に当たりましては、当然そういうところとの折衝といいますか、不備な点は指導をしていくということになるかと思えますけれども、現状どういうふうになっているのか伺います。

それから対象者数、被サービス者数ですけれども、こういう施設を希望する人などについて、町はどういうふうに把握しているのか伺います。

それから料金についてですけれども、利用料金については町としてはどういうふうな状況で示しているのか。法的な定めがあるのか。あればそれに従って定められていると思えますけれども、こういった点での公表、周知徹底、こういう点ではどういうふうにしていくのか伺います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、今回適用になる事業所ではありますが、先ほど申し上げましたように利用定員が18名以下ということで、現在町で開業している事業所につきましては、3カ所になります。既に運営している事業所におきましては、みなしということで、事業所の意向を確認して、特別この地域密着型に移行を希望しない事業所以外は、全て適用になるという形でございます。各事業所ごとの数字につきましては、現在手元にはございませんので、後ほど連絡したいと思います。

また、料金につきましては、地域密着型に移行しても介護保険関係に変わりはありません。

るので、今までどおりという形でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今までどおりということになれば、利用者におきましては、ケアマネージャーを通してそのサービスを受けるものを特定していくということになるかと思うんですけども、それも資料として持っていないようですから、各事業所ごとの利用者数なんか出ないだろうと思うので、後でお示しをお願いします。

そういうことで、今資料不足の点は後ほど伺うことにして、質疑を終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、議案第14号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

今回廃止する基金は、平成24年に国の交付金の東日本大震災復興交付金を財源として基金を設置し、主に災害復旧等支援事業や災害対策事業などに充当しておりました。主な充当事業である災害復旧等支援事業については、被災した家屋等の復旧に要した費用に対し2分の1を補助し、また災害対策事業については、災害用備蓄品や災害用備品の購入を行いました。

この基金については、今年度末で基金残高がなくなり、設置目的が完了することから、基金条例を廃止するものです。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号～議案第21号の上程、説明、質疑

○議長（大金市美君） 日程第15、議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第16、議案第16号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算

の議決について、日程第17、議案第17号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第18号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第19、議案第19号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第20、議案第20号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第21、議案第21号 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第15号から議案第21号 平成27年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国の1億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実現すべき対策に関連する事業であります地方創生加速化交付金事業などを計上するほか、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、地方交付税やその他の歳入につきましても決定、あるいは見込みがつきましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。本年度から継続費により実施しております庁舎建設工事につきましては、本体工事請負契約の締結に伴い、継続費の総額及び平成28年割額を変更することといたしました。また本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として平成28年度に繰り越すことといたしました。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、地方消費税交付金は、地方消費税交付金のほか社会保障財源交付金の確定見込みによるもので、1億5,800万円を増額、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、5億7,265万5,000円を増額、国庫支出金は、地方創生加速化交付金事業費や臨時福祉交付金が追加されたことにより、7,379万3,000円を増額するものです。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金の増加により、4,826万2,000円を増額するものです。

繰入金のうち基金繰入金は、当初予算等において予算措置しておりました財政調整基金、

減債基金などを精査の上 8 億 2,190 万 6,000 円を減額するもの、特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成 26 年度精査確定に伴う繰入金です。

繰越金は、前年度繰越金で 6,048 万 5,000 円の増額であります。

町債は、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、基金の充当などを精査して、3,298 万 8,000 円を増額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第 1 は総務費で、国の補正予算による地方創生加速化交付金事業費のほか、職員退職手当特別負担金など 1 億 3,809 万 1,000 円を計上いたしました。第 2 は民生費で、臨時福祉給付金や国民健康保険特別会計への繰出金の増額など、1 億 1,907 万 9,000 円を計上いたしました。減額が多いものでは土木費で、地方道路交付金事業費や町道改良舗装事業費など 1 億 479 万 3,000 円を減額計上いたしました。

また、消防費は、消防庁舎整備費負担金及び消防通信施設整備負担金など 972 万 4,000 円の減額を計上いたしました。

このほか、衛生費、農林水産業費、教育費などについても、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は 1 億 3,000 万円の増額となり、補正後の予算総額は 99 億 6,670 万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により保険給付費を増額するほか、事業費の確定により共同事業拠出金を増額するものであります。

これに要する財源は国民健康保険税や国・県支出金は見込みにより減額し、繰越金及び前期高齢者交付金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は 1 億 1,000 万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は 26 億 1,000 万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するほか、平成 26 年度事業費の確定により、一般会計繰出金などを計上するものであります。

これに要する財源は後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金は見込みにより減額し、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は 300 万円の減額となり、補正後の予算総額 1 億 9,600 万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費や国・県支出金及び一

般会計繰出金の過年度精算分などを計上するものであります。

これに要する財源は繰越金を充て、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などを減額することといたしました。

その結果、補正額は4,690万円の減額となり、補正後の予算総額は18億1,720万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は事業費の精査により、施設管理費を減額するものであります。

これに要する財源は繰越金を充て、負担金、使用料、国庫支出金及び町債を減額するものであります。

その結果、補正額は725万円の減額となり、補正後の予算総額は3億900万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は事業費の精査により水道事業費を減額するものであります。

これに要する財源は繰越金を充て、町債を減額するものであります。

その結果、補正額は1,926万円の減額となり、補正後の予算総額は2億1,850万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は事業費の確定によるもので、5,600万円を減額計上するものです。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の補正予算についてその大要を申し上げます。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表、継続費補正であります。庁舎建設工事の請負契約により、附属棟建設工事を除く継続費の額が確定したため、補正前の額から4億7,824万1,000円を減額し、総額を18億9,175万9,000円に、平成28年、年割額を13億9,175万9,000円に変更するものであります。

7ページをごらんください。

第3表、繰越明許費であります。国の補正予算に係るものや事業の一部に本年度内の支

出が見込めないものであります。

2款総務費、1項総務管理費固定資産台帳整備事業は、町有固定資産の台帳整備に係る業務委託料で702万円、2項情報系ネットワーク環境構築事業は、国の補正予算に伴う補助金で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策に係るもので2,000万円、地方創生加速化交付金事業は国の補正予算に伴う交付金で、生ごみ堆肥化事業、とちぎ材需要創造戦略事業、まちづくり会社設立事業、ツール・ド・とちぎ開催に係るスポーツを核とした地方創生推進事業などに係る経費1,990万円。

3款民生費、1項社会福祉費臨時福祉給付金事業は、低所得の高齢者対象の給付金事業に係るもの9,545万1,000円。

5款農林水産業費、1項農業費担い手確保・経営強化支援事業は、国の補正予算に伴う補助金で、機器購入、施設整備等に係る経費1,538万5,000円で、本年度内の支出が見込めないため、平成28年度に繰り越すものであります。

8ページをごらんください。

第4表、地方債補正であります。1、追加につきましては、セキュリティ対策事業を限度額を640万円とするもの。2、変更につきましては、事業がおおむね確定したことにより増減するもので、庁舎整備事業は4,100万円を減額し、限度額を2億2,900万円とするもの。地域医療確保事業は3,920万円を増額し、限度額を7,420万円とするもの。農道整備事業は200万円を増額し、限度額を1,800万円とするもの。道路整備事業は4,250万円を減額し、限度額を1億3,550万円とするもの。消防施設整備事業は140万円を減額し、限度額を1億6,100万円とするもの。臨時財政対策債は、額の確定に伴い7,028万8,000円を増額し、限度額を3億7,028万8,000円とするものです。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

12ページをごらんください。

1款町税、1項1目個人町民税の補正額は1,200万円の減で、納税義務者の減少によるもの。2目法人税の補正額は5,200万円の減で、企業における決算見込みの減によるもの。2項1目固定資産税の補正額は6,600万円の増で、償却資産の増によるもの。2目国有資産等所在市町村交付金補正額は53万5,000円の増で、交付金額確定によるもの。3項1目軽自動車税の補正額は200万円の増で、税率改正及び登録台数の増加によるもの。4項1目町たばこ税の補正額は1,200万円の減で、たばこの売り上げ減少によるもの。6項1目入湯税の補正額は100万円の増で、温泉入浴者の増によるものです。

13ページに入ります。

2款地方贈与税、1項1目地方揮発油譲与税の補正額は300万円の減で、低燃費エコカーなどの普及によりガソリンの消費が減少したことによるもの。2項1目自動車重量譲与税の補正額は400万円の増で、自動車保有台数の増によるものです。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金の補正額は400万円の増で、交付金見込み額の増によるものです。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目株式等譲渡所得割交付金の補正額は400万円の増で、交付金見込み額の増によるものです。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金の補正額は1億5,800万円の増で、交付金見込み額の増によるものです。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用税交付金の補正額は300万円の減で、ゴルフ場利用者の減少によるものです。

14ページに入ります。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は400万円の減で、交付金見込み額の減によるものであります。

10款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は5億7,265万5,000円の増で、今年度の普通交付税の確定により増額するものです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は24万円の減で、事業費の確定によるもの。2項1目民生費負担金の補正額は676万円の減で、保育料及び老人措置費の減によるものです。

13款使用料及び手数料、1項6目教育使用料の補正額は213万1,000円の減で、保育園保育料の減によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,702万2,000円の増で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費のほか事業費の確定によるもの。

15ページに続きます。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は698万5,000円の増で、市町村合併推進体制整備費、社会保障税番号システム整備費などの確定のほか地方創生加速化交付金事業の追加交付によるもの。2目民生費国庫補助金の補正額は8,590万9,000円の増で、障害者自立支援事業費、子ども・子育て支援交付金などの額の確定のほか臨時福祉交付金の追加交付によるもの。4目土木費国庫補助金の補正額は3,732万3,000円の減で、地方道路交付金事業費、地域住宅



交付金事業費などの確定見込みによるもの。3項2目民生費委託金の補正額は120万円の増で、基礎年金等事務費確定によるものです。

16ページに入ります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担額の補正額は1,538万8,000円の増で、保険基盤安定費、児童手当給付費のほか各事業費の確定によるもの。2目土木費県負担金の補正額は298万5,000円の減で、地籍調査事業費の確定によるもの。2項2目民生費県補助金の補正額は21万2,000円の減で、障害者地域生活支援事業費、子育て総合支援事業費や保育緊急確保事業ほか各種事業費の確定によるもの。3目衛生費県補助金の補正額は44万6,000円の減で、再生可能エネルギー等導入支援事業の確定によるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は556万9,000円の減で、担い手確保・経営強化支援事業の追加認定によるものや中山間地域等直接支払い交付金事業費、畜産担い手育成総合整備事業費などの確定によるもの。6目土木費県補助金の補正額は22万5,000円の減で、栃木県民間住宅耐震診断改修助成事業費の確定によるものです。

17ページに入ります。

3項1目総務費委託金の補正額は608万円の減で、県民税徴収費、国勢調査費、栃木県議会議員選挙費の確定によるものです。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は66万5,000円の増で、基金利子の増であります。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金の補正額は1,762万3,000円の増で、ふるさと納税の増に伴う福祉基金に係るもの。3目教育費寄附金の補正額は1,811万9,000円の増で、ふるさと納税の増に伴う奨学基金、教育文化基金等に係るもの。4目総務費寄附金の補正額は1,252万円の増で、ふるさと納税の増に伴う地域振興基金に係るもの。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は7億2,000万円の減、2目減債基金繰入金の補正額は1億円の減。

18ページに入ります。

5目奨学基金繰入金の補正額は190万8,000円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するもの。7目東日本大震災復興推進基金繰入金の補正額は2,000円の増で、基金利子を繰り入れるものであります。2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は329万円の増で、平成26年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。2項2目介護保険特別会計繰入金の補正額は900万1,000円の増で、平成26年度事業精算確定による一般会計へ

の返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は6,045万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は78万円の増で、奨学金の繰り上げ償還によるもの。5項4目雑入の補正額は571万2,000円の増で、栃木県市町村振興協会市町村交付金橋梁維持費の確定によるものです。

19ページに入ります。

21款町債、1項1目総務債の補正額は3,460万円の減で、庁舎整備事業、セキュリティー対策事業に係るもの。2目衛生債の補正額は3,920万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。3目農林水産業債の補正額は200万円の増で、農道整備事業に係るもの。4目土木債の補正額は4,250万円の減で、道路整備事業に係るもの。5目消防債の補正額は140万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。7目臨時財政対策債の補正額は7,028万8,000円の増で、額の確定によるものであります。

20ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項1目一般管理費の補正額は4,267万4,000円の増で、職員人件費は退職手当特別負担金によるもの。総務管理費、合併10周年記念事業費は事業確定によるもの。4目財産管理費の補正額は2,850万1,000円の減で、庁舎整備事業の確定によるもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は80万円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるものです。2項1目企画総務費の補正額は1,536万3,000円の増で、行政システム費の事業確定のほか、情報システム費は国の補正予算に伴い地方公共団体情報セキュリティー強化対策に係るもので、全額繰り越しとなります。2目まちづくり費の補正額は1,290万円の増で、地方創生加速化交付金事業は国の補正予算に伴い生ごみ堆肥化事業、とちぎ材需要創造戦略事業、まちづくり会社設立事業、ツール・ド・とちぎ開催に係るスポーツを核とした地方創生推進事業などに係るもので、全額繰り越しとなります。

21ページに続きます。

4目財政調整基金等費の補正額は9,561万1,000円の増で、財政調整基金費、地域振興基金費及び東日本大震災復興基金費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分の積み立てのほか、今後の財政負担に備えた積み立てを計上するものであります。4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は304万9,000円の増で、個人番号カード交付事業費の確定によるもの。

5 項 2 目栃木県議会議員選挙費の補正額は638万9,000円の減で、栃木県議会議員選挙費の確定によるもの。3 目農業委員会選挙費の補正額は378万円の減で、農業委員会委員選挙費の確定によるものです。

22ページに入ります。

6 項 1 目基幹統計調査費の補正額は63万6,000円の減で、国勢調査費等の確定によるものです。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は1 億2,738万1,000円の増で、職員人件費は時間外勤務手当の増、民生委員活動費は民生委員推薦会開催に係るもの、福祉基金費はふるさと納税による寄附金相当分及び基金利子を積み立てるもの、国民健康保険特別会計繰出金は財政安定化支援事業分の増によるもの、後期高齢者医療費は療養給付費負担金、保健基盤安定費及び事務費繰り入れ等の確定によるもの、後期高齢者医療広域連合負担金は事務費負担金確定によるもの、臨時福祉給付金事業費は低所得の高齢者対象の給付金事業で全額繰り越しとなります。

23ページに続きます。

2 目障害者福祉費の補正額は308万1,000円の増で、障害者地域生活支援事業費、障害者補装具費、障害者支援区分認定等事務費、障害者福祉諸費は事業費確定見込みによるもの。

3 目老人福祉費の補正額は1,277万5,000円の減で、老人措置費は事業費確定見込みによるもの、敬老会日は事業確定によるもの、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の減によるもの、老人福祉諸費は過年度国庫返納金を計上するものです。

24ページに入ります。

2 項 1 目保育園費の補正額は782万1,000円の増で、臨時雇用賃金及び認定こども園用地購入に係るもの。2 目児童措置費の補正額は1,284万円の減で、児童手当支給事業費、放課後児童クラブ運営事業費、子育て世帯臨時特例給付金事業費、児童措置諸費は事業費確定見込みによるもの。3 目母子福祉費の補正額は641万1,000円の増で、こども医療費、ひとり親家庭医療費は事業費確定見込みによるもの。母子福祉諸費は療育医療費、過年度返納金を計上するものです。

25ページへ入ります。

4 款衛生費、1 項 1 目衛生総務費の補正額は150万円の減で、健康管理センター管理費は事業費の確定によるもの。3 目健康増進費の補正額は300万円の減で、健康増進事業費は事業費確定見込みによるもの。4 目環境衛生費の補正額は50万円の減で、環境推進費は事業費

の確定によるものです。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は1,408万2,000円の増で、中山間地域等直接支払交付金事業の確定によるもの及び農業災害対策特別措置補助金が追加認定になったもののほか、担い手確保・経営強化支援事業が追加認定となり全額繰り越すもの。4目畜産事業費の補正額は1,915万3,000円の減で、畜産振興事業費は畜産担い手育成総合整備補助金の確定によるもの。5目農地費の補正額は343万6,000円の減で、県単農業農村整備事業費及び農業基盤整備促進事業費は事業費確定によるものです。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は90万8,000円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費は事業費の確定によるものです。

26ページに入ります。

2目地籍調査費の補正額は298万5,000円の減で、地籍調査推進事業費は事業費の確定によるものです。2項3目道路新設改良費の補正額は9,590万円の減で、地方道路交付金事業費は町道76号線、町道和見立野線等の事業費確定見込みによるもの。町道改良舗装事業費は上郷須賀川線、田山線等の事業費の確定見込みによるものです。5項1目住宅管理費の補正額は500万円の減で、町営住宅等管理費はサン・コーラス馬頭改修事業工事の確定によるものです。

8款消防費、1項1目常備消防費の補正額は837万3,000円の減で、常備消防費は南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金及び消防通信施設整備費負担金の確定によるものです。

27ページに入ります。

3目消防施設費の補正額は135万1,000円の減で、消防施設整備事業費は防火水槽設置工事の確定によるもの。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は732万8,000円の増で、奨学金運営費はふるさと納税による寄附金相当分及び基金利子を積み立てるもの、事務局諸費は適応指導教室運営負担金、馬頭高校通学費等補助金の確定によるものです。2項1目学校管理費の補正額は817万6,000円の減で、馬頭小学校費は施設修繕及び物品購入に係るもの、学校管理諸費はスクールバス運転業務入札確定によるものです。3項1目学校管理費の補正額は368万2,000円の減で、学校管理諸費はスクールバス運転業務入札確定によるもの。2目教育振興費の補正額は100万円の減で、教育振興諸費は要保護就学援助費の確定見込みによるもの。3目学校施設整備費の補正額は99万円の減で、馬頭中学校施設整備費は環境整備工事設計業

務の確定によるものです。

28ページに移ります。

4項1目幼稚園費の補正額は90万円の減で、ひばり幼稚園管理費は臨時雇い賃金の確定によるもの。5項1目社会教育総務費の補正額は825万円の増で、教育文化基金費はふるさと納税などの寄附金相当分及び基金利子を積み立てるもの。2目公民館費の補正額は112万4,000円の増で、小川公民館費は大会議室のエアコン修繕費を計上したもの。5目山村開発センター費の補正額は140万円の減で、山村開発センター管理費は施設の一部解体に伴い管理費を精査したものです。6項1目保健体育総務費の補正額は30万円の増で、体育振興費は馬頭ウイングスポーツ少年団の全国大会に係る補助金です。

29ページからは今回の補正に係る給与費明細書、32ページは継続費に係る支出予定額及び事業の進捗状況に関する調書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 説明途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時30分

○議長（大金市美君） それでは、再開いたします。

引き続き説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） それでは、続きまして国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は4,640万円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は2,067万2,000円の減で、ともに一般被保険者並びに退職被保険者に対する現年課税分及び滞納繰り越し分の精算見込みによるものです。

なお、現年課税分において大きく減額となっていることにつきましては、当初予算編成後において、保険税の軽減等に係る国の制度改正があり、国保税条例を改正したこと等による

ことが大きな要因であります。

9ページに移ります。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は6,801万9,000円の減で、保険基盤安定負担金及び前期高齢者交付金の増等によるもの。2目高額医療共同事業負担金の補正額は25万7,000円の減、3目特定健康診査等負担金の補正額は5万3,000円の減で、ともに国庫負担金の確定によるものです。同じく2項1目財政調整交付金の補正額は1,055万円の減で、普通調整交付金の確定によるものです。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は2,458万円の減で、退職者医療交付金の確定によるもの。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は6,223万4,000円の増で、前期高齢者交付金の確定によるものです。

7款県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金の補正額は25万6,000円の減で、県費負担金の決定によるものです。

10ページに移ります。

8款共同事業交付金、1項1目高額医療共同事業交付金の補正額は536万3,000円の増、2目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は3,374万6,000円の増で、ともに国保連合会からの共同事業交付金の確定によるものです。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は3,207万1,000円の増で、国・県の保険基盤安定負担金の決定に伴い法定繰り入れ分を増額するものです。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は1億4,737万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

11ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は9,928万4,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費の補正額は800万円の減、3目一般被保険者療養費の補正額は70万円の増で、それぞれ医療費等の精算見込みによるものです。同じく2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は1,500万円の増、2目退職被保険者等高額療養費の補正額は200万円の増で、ともに高額療養費の精算見込みによるものです。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金の補正額は826万8,000円の減で、後期高齢者支援金及び関係事務費拠出金の確定によるものです。

12ページに移ります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は2,510万8,000円の減で、介護納付金の確定によるもの。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金の補正額は113万7,000円の減、4目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は1,590万3,000円の増で、ともに国保連合会拠出金の確定によるものです。

8款保健事業費、3項1目健康管理事業費の補正額は75万円の増で、健康管理事業費は人間ドック補助金の精算見込みによるもの。11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は1,887万6,000円の増で、平成26年度療養負担金の精算に伴う国庫への返納金であります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細により歳入から申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は573万4,000円の減、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は244万4,000円の増で、ともに保険料の精査によるものです。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は413万円の減で、事務費繰入金は健康事業費等事務費の精算見込みによるもの。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は329万円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は113万円の増で、後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の追加交付によるものであります。

9ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は329万1,000円の減で、保険料負担金の精査及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は300万円の減で、健診事業費の精査によるもの。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は329万1,000円の増で、前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明い

たします。

補正予算書 8 ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は 258 万 4,000 円の増で、保険料の精算見込みによるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は 1,983 万 8,000 円の減で、介護給付費の精算見込みによるものです。2 項 1 目調整交付金の補正額は 1,052 万 2,000 円の減で、介護給付費の精算見込みによるもの。4 目事業費交付金の補正額は 41 万 5,000 円の増で、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業に係る交付金です。

4 款支払い基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は 2,817 万 1,000 円の減で、介護給付費の精算見込み及び過年度分の精算によるもの。2 目地域支援事業交付金の補正額は 11 万 4,000 円の増で、現年度の事業費の確定見込み及び過年度分の精算によるものです。

9 ページをごらんください。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は 957 万 6,000 円の減で、介護給付費の精算見込みによるもの。2 項 2 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は 1 万 4,000 円の減で、事業費の確定見込みによるものです。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は 1 万 5,000 円の増で、介護給付費準備基金の利子です。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は 853 万 5,000 円の減で、介護給付費の減によるもの。4 目保険料軽減事業繰入金の補正額は 21 万 4,000 円の増で、低所得者保険料軽減事業費の確定見込みによるもの。5 目その他一般会計繰入金の補正額は 100 万円の減で、事務費の確定見込みによるものです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 2,741 万 4,000 円の増で、前年度繰越金です。

次に、歳出について説明いたします。

10 ページをごらんください。

1 款総務費、3 項 1 目介護認定審査会費の補正額は 49 万円の減で、介護認定審査会委員報酬の精算見込みによるもの、2 目認定調査等費の補正額は 51 万円の減で、認定調査等事務の精算見込みによるものです。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の補正額は 2,100 万円の減、2 目地域密着型介護サービス給付費の補正額は 6,950 万円の減、4 目施設介護サービス給付費の補正



額は1,100万円の増、7目居宅介護住宅改修費の補正額は150万円の減、8目居宅介護サービス計画給付費の補正額は500万円の増で、いずれも給付費の精算見込みによるものです。

11ページに移ります。

2項1目介護予防サービス給付費の補正額は400万円の減、3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は70万円の減、7目介護予防サービス計画給付費の補正額は50万円の増で、いずれも給付費の精算見込みによるもの。

4項1目高額介護サービス費の補正額は92万7,000円の増で、給付費の精算見込みによるもの。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は1,100万円の増で、低所得の施設利用者の増加によるもの。

3款地域支援事業費、2項4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は10万円で、職員手当です。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は1万6,000円の増で、基金利息分です。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は1,325万4,000円で、26年度分の介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県負担金の精算による返納分です。

2項1目繰出金の補正額は900万3,000円で、同じく26年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

13ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について説明申し上げます。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。下水道事業に係る起債の限度額を1,000万円から750万円に変更するものであります。

続きまして、8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は190万円の減で、公共下水道事業受益者負担金の減によるものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は325万8,000円の減で、現年度分下水道使用料の減によるものであります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫支出金の補正額は376万5,000円の減で、国庫補助対象事業費の減によるものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は417万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債の補正額は250万円の減で、起債対象事業費の減によるものであります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は725万円の減で、国庫補助対象事業である処理場の耐震設計及び生活排水処理構想の事業費確定による減であります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書 4 ページをごらんください。

第 2 表地方債補正であります。簡易水道建設事業に係る起債の限度額を2,500万円から500万円に変更するものであります。

続きまして、8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は74万円の増で、前年度繰越金であります。

6 款町債、1 項 1 目水道事業債の補正額は2,000万円の減で、起債対象事業費の減であります。

9 ページ、歳出に入ります。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は1,926万円の減で、町道道路改良工事の工事延長短縮に伴い、水道管布設替え工事を減工するものであり、事業費の確定によるものであります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、水道事業会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2 ページをごらんください。

別表企業債補正であります。建設改良事業費に係る起債の限度額を1億1,600万円から6,000万円に変更するものであります。

4 ページをごらんください。

補正予算実施計画によりご説明申し上げます。

資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1 款上下水道事業収入、2 項 1 目企業債の補正額は2,500万円の減で、企業債借り入れの減によるものであります。

2 款東部地区簡易水道事業収入、2 項 1 目企業債の補正額は3,100万円の減で、企業債借り入れの減によるものであります。

続きまして、支出に入ります。

1 款事業費、上水道事業支出、1 項 2 目配水設備費補正額は2,300万円の減で、県道の道路改良費の橋梁工事の延期に伴う配水管橋梁添架工事の減であります。

2 款東部地区簡易水道事業支出、1 項 1 目原水設備の補正額は2,000万円の減で、坏加圧ポンプ場建屋の入札不調による減であります。

1 項 2 目配水設備費1,300万円の減で、配水管布設替え工事の事業費確定のための減であります。

次に、前に戻りまして1 ページをごらんください。

第2 条であります。本条は資本的収入額が資本的支出額に不足する場合の補填財源について定めたものであります。今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1 億381万3,000円のうち、消費税及び地方消費税資本的収支調整額を393万7,000円の減の636万3,000円に、建設改良積立金を393万7,000円の増とし、3,805万6,000円とするものであります。

5 ページはキャッシュフロー計算書であります。ごらんいただきたいと思えます。

以上で水道事業会計補正予算の補足説明を終わりにします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6 番（大森富夫君） 一般会計の質疑をいたします。

きのう、地方創生加速化交付金事業、その中の委託金等詳しく課長から説明を受けました。そのうえで改めて、このまちづくり費として地方創生加速化交付金事業、20 ページですね。この使い道ですけれども、主にプロジェクトで示されたものに使っていくというような感じで受けとめるわけなんですけれども、まずこれは議員の皆さんは説明を受けて、内部では承知していますね。しかし、この1,990万というお金はここに示されておりますように報償費、

需用費、委託料、負担金補助金というようなことで仕分けられておりますけれども、それでは支出として具体的にはどういうふうになっていくのかということは、まだよくわかりません。とりわけ委託料につきまして、もう少し明瞭な形で説明を受けておきたいというふうに思います。まず、それで第1回、説明をお願いします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） お答えいたします。

地方創生加速化交付金事業ということで1,990万円の事業内容でございますが、先ほど事業名については4事業お答えいたしました。生ごみの堆肥化事業につきまして1,100万円、まちづくり会社設立事業として400万円、栃木材事業創造戦略事業ということで、こちらは栃木県が取りまとめとなります。広域連携事業となります。こちらの栃木材事業創造総合戦略事業ということで410万円、それから、こちら県も取りまとめということで広域連携事業となります。スポーツを核とした地方創生推進事業ということで、28年度開催されますツールド栃木大会への各市町の負担金分ということで、当町におきましては80万円、合計で1,990万円の計上をいたしております。

その中で、400万円の委託料の支出の内容ということでございますが、昨日もお伝えをいたしましたとおり、平成25年度になかがわ元気プロジェクトというプロジェクトを立ち上げ、地方創生が叫ばれる前に、この地域を何とか盛り上げたいということで町内のいろんな方の集まりで、この町をどういった方向、まちづくりを担っていくかということで、その一つの手法として民間会社を設立し、地域の発展に資するというので、町としてもまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の事業として位置づけてこの事業を展開したいと考えております。

そのまちづくり設立会社の設立に向けた準備並びに当初の運営サポートというような内容の委託料を400万円計上してございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 堆肥化事業と、それから元気プロの関係で400万円の支出、この事業とかが示されましたけれども、その中の400万円の委託事業、それは株式会社を設立するための準備金ということで、あくまでも準備金と、これまで説明を受けてきた中では1,500万円の資本金を積み立てた上で出発するというような話も聞きますけれども、400万円のこの町の出資はあくまで準備金だということで受け取っていいのか、それとも1,500万円というその株式を発行した場合に、それを改めて町が1,500万円の過半数を占めるような形で町が

株式を取得と、そういう形での出資ということになるのか、その辺の説明をさらに詳しく聞いておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほども申し上げましたとおり、今回の400万円につきましては会社設立をするための準備のための経費ということで委託料を計上いたしております。議員発言の400万円の出資の件につきましては当初予算のほうに計上された額でありますので、今回の補正予算の400万円につきましては、先ほど申し上げたとおり委託料ということでございます。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） これまでの経過は説明を受けておりますし、ある程度概略、概感というのうかがえるんですけれども、あくまでも元気プロジェクトは自分たちがやるということ、その会社がやるということではなくて、あくまでもそういうやることを提供していくような、発案するようなプロジェクトのような感じでも受けとめているわけなんですけれども、はっきりしないのは、第3セクターでもない、あるいは民間の会社でもない、純粋な民間の会社でもないというようなあやふやな感じを私は持っています。第3セクターにするならば第3セクターで明確にして、町もしっかりと町民のために雇用の増進と、雇用にふやす、あるいは福祉の増進とか、平らな形で全町民に行き渡るような事業を展開していくためにやっていくような会社設立、そういうことであるならばアクションをどんどんとっていくという形で、これは積極的なのということでもいいと思うんですけれども、これまで見てきたような、一部のいわば多くお金を持っている方々が準備金を出して進めていくような、一部の取り組みのようになるんじゃないかという懸念を私は持っておりますので、改めてその辺を町長にはっきりとした見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これは、先ほど企画財政課長が申し上げましたが、昨年2月になかがわ元気プロジェクト協議会のほうから提案をいただきました民間主導による会社を設立して、それで地域おこしをやると、このような趣旨でございまして、私もそれに賛同して皆様にご提案を申し上げ、昨年、国の補正予算において、その会社のあり方、どのような仕事ができるか、そういう業務内容等をその会社に委託してどのような業務ができるか、それを調査していただきました。それが昨日ご説明申し上げました基礎調査の報告書に関するご説明、このような形であったかと思えます。

それを受けまして民間会社を設立する、あくまで民間主導でやるということで、今回補正予算に計上させていただきましたのは、その準備のための資金。その準備というのは、きのうご説明いたしました基礎調査の報告書の中では各種の事業が掲載されているかと思います。その中で、本当にこの民間会社がやるべき仕事、あるいはできる仕事、それを振り分けする、あるいはそこにおいて町がどのようなかわりを持てるか、また持たなければいけないか、そういうことを調査していただくためのこの準備資金の400万の計上であります。

出資につきましては、当初予算でまた、同額であります400万円、これは全体の出資といえますか、資本金の額から見ますと少額であると思います。町主導ではない金額。それが先ほど申しあげました民間主導による会社ということで、町が大半を出資したら民間主導ではなくなってしまいます。それを民間主導で、民間の発想でやっていただく、そういう形をお願いしたい。これが私の考えでありまして、この事業が那珂川町のこれからの活性化のための切り札になる、このような考えでずっと計画を進めさせていただいたところでございます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 14ページの10款地方交付税5億7,265万5,000円が補正増になっているわけですが、これで計上漏れはないというふうな認識でよろしいのか。第1点。

同じく20ページの2款1項4目の財産管理費の委託料2,828万5,000円が減額になっている。これの主な要因についてお伺いしたいと思います。

地方創生加速化交付金事業についてなんですけれども、きのう事細かに説明を受けました。ところが、けさの新聞では、また説明にないことが新聞記事に載っているというふうな状況でありました。それで、例えば平成26年度の補正で27年度に繰り越した1,500万、そのお金を使って今回の業務委託をしていたわけなんですけれども、これは完了しているのか。それと、多分契約が27年6月8日から10月31日までとなっておりますけれども、当然これは支払いはもう半年も経過しているんだから済んでいるのかということと、あと、最後になるかと思うんですけれども、26ページ、7款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、結構多額な金が不用になっているわけですが、工事費5,170万、公有財産管理費が730万、補償補填が3,590万、これの細かい内訳等がおわかりであれば教えていただければなど。

以上。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） まず、1点目の地方交付税の普通交付税につきましては決定額ということで確定額でございます。

2点目の加速化交付金のうちの事業の中で平成26年度の繰り越し事業の今回の調査費用でございますが、計画策定業務ということできのうもお答えしましたが、製本につきまして一部納期がおくれている分がございますが、完了しているということでございます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 2点目の20ページの財産管理費のうち庁舎整備事業費2,850万1,000円の減額ということでございますが、この金額につきましては建設事業費のほかに庁舎の建設工事監理業務委託料ということで、全額平成27年度分で取りましたが、実際に工事の発注が12月ということで、1、2、3月が工事監理という形になります。そういうことで、実際の工期の14分の3が平成27年度の支出となりますので、残った分が28年度に回るということで、27年度は減額となります。

以上です。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） 26ページ、土木費7款の2項3目道路施設改良費の主なマイナスの要因でございますが、まず初めに、歳入でもあったように、国の交付金事業が当初の予算額より3割減でございます。当初の金額の70%しか国庫補助の採択率になっておりません。その分だけ工事請負費をできませんでした。

また、町道改良事業費のほうの関係でございますが、これは具体的に言いますと、上郷須賀川線の補償費の建物補償があったんですが、移転先地になかなか難を要しましたので、ちょっと今回は27年度で契約できなかったのが大きな要因でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 交付税についてはもう確定ということで理解しました。

2総務課の委託料についても了承いたしました。

まちづくり費の地方創生加速化交付金事業なんですけれども、完了したと言っておりましたけれども、当然これは支払いは1,490万ですから多額のお金ですから、支払いは済んでいるということでよろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今確認できておりませんので、確認してお答えしたいと思います。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） そうしますと、きのうの段階ではまだ概報ということで成果品ではないわけですよね。でも課長は完了したというふうに言っているんですけども、当然これ、いつ支払いになったかということになってきますと、これが10月31日で支払っていたとすれば、まだ成果品が納入されていないのにどうして支払えるのかという問題も生じてきますので、その点よく調査していただきたいなというふうに思っております。

こういう問題がまだ26年度が27年度、今度は27年度が28年度と年度またぎの事業執行となっているということで、やはりこれはきちっと簡潔明瞭に、完了してから次のステップでいくというのが本来ではないかなと。今の段階ですと、まだ完了していないのに次のステップへいくと、ですから泥縄式的に複雑になっていってしまうのではないかなというような感じがしますので、そういうところを明確にやっていかなければいけないのではないかなというふうに感じます。その点について、お答えいただければ私の質問として終わりにしたいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） きのお話ししましたように、成果品に一部数字等の誤謬というものがあまして、ちょっとおくれたということで説明申し上げました。事業につきましては期日に合わせるように努力して完成をし、順番に進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 一般会計補正予算についてお伺いいたします。

17ページの寄附金なんですけど、ふるさと納税の増額に伴ってそれぞれ寄附金に振り分けているわけなんですけど、このふるさと納税を寄附金にそれぞれ振り分けるときの基準というんですかね、どういった形でそれぞれの基金に振り分けているのかお伺いいたします。

それから、歳出のほうの20ページから21ページ、先ほど来から出ております地方創生加速化交付金事業でございますが、市町村で2事業まで採択されるということで、当町では先ほどから言われています元気プロジェクト株式会社設立のための諸手続、諸調査経費と、もう一つ生ごみの堆肥化処理事業に対するものなんですけど、この2事業を選択して交付金事業



として町が選択したという基準というんですかね、それはどういったところにあるのかお伺いします。

総合戦略の中でこの交付金事業がほかに充当するような事業がなかったのかどうかお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の寄附金についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては6項目の寄附の申し出項目を設けております。その中で、まちづくりや地域の振興、それと町長にお任せという分につきましては地域振興基金への積み立て、それから教育及び文化、スポーツの振興という項目につきましては教育文化基金への積み立て、子育て支援、それから保健福祉の増進や地域福祉の向上という科目で寄附をいただいた方につきましては福祉基金への積み立て、高等学校以上の生徒や学生の教育費ということでご寄附いただいた方につきましては奨学基金への積み立てを行っております。

それから、20ページの加速化交付金の中の2事業の選択につきましては、庁内の調整担当会議を経て、42のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で取り組むべき事業、早目に取り組むべき事業を協議しまして2事業を選んだ結果でございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 寄附金の件は大体了承しているんですが、1点だけ、福祉基金には子育て支援と地域福祉に関してそれぞれ入っているわけなんです、子育てのためにふるさと納税をしてくださった方がきちっと子育て支援のほうにその寄附が回るような形で、きちんと事業のほうに回していただけるということで考えてよろしいのかどうか、確認のため1点お伺いしておきます。

それと、地方創生加速化交付金事業なんですが、たくさんの総合戦略の中でこの2事業を早急に立ち上げなくてはいけないということで国に要請したわけですよ。昨日、元気プロジェクトの件について町担当課にいろいろ聞いて、議会の中でさまざま意見が出されて了承しているところではありますが、町長にご出席いただいてなかったので少しお伺いしたいと思いますが、この元気プロジェクトが提案した事業に関しましてはコンサル会社が評価をしましたよね。その評価に関して私たち議会で一つも聞いていなかったもので、きのうはその評価に対しての事業説明を受けたわけなんです、その中で、行政が出資していくには本当にコンサルの評価は採算性は乏しいと、採算性は低い事業であると、ただ、事業化の判断として

は次世代に受け継げる社会環境づくりと、そこで生きていける力を持った次世代の育成を念頭に行う必要があるというふうに定義づけていましたよね。

採算性が低いということに関して、じゃあこれに対して町はきちんとどう担保していけるのか、事業計画書をもとに検討しているのかということをお聞きしましたら、協議はこれからということだったんですよね。そういうことでは議会としてはやはり納得ができないと、きちんとした事業計画、収支決算書もないままに事業を採択するわけにはいかないということだったんですが、早急にそういった状況でゴーサインを出した町長の考え方というのはどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 2点目の早急にやりたいという部分は、議論を重ねて本当に最後の何年間までの収支予測までやっていますと非常にまたおくれてしまう、そして今回、交付金事業、加速化交付金、これは国の補正で年度末ぎりぎりだけでいただける、そういうお金を使うために早急にやらなきゃいけない、新しい会社はできる限り早く立ち上げたい、その中で、新しい会社がどのような事業をするか、それを練っていくための今回の補正予算でございます。

新しい会社が立ち上がる時には、立ち上げる有志の方が当然あらわれると思いますが、そういう方々でこの会社のできる事業、それから出資金、これが誰が幾ら出すとか、そういうのが固まってくると思います。その中で、この仕事は採算性がそんなによい事業ではない、このように思います。ですから、町ができる支援としては、この会社の運営に必要なお金、これを仕事の形でやっていただいたり、よその民間の方の仕事をいただいたり、そういう形で会社の運営費を捻出していただける、このように考えております。まだその点については、新しい会社の方針、当然会社もでき上がっておりませんので、でき上がる段階で示されると思いますので、その折にしっかりと検討させていただきたいと考えております。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の福祉基金の中身についてお答えをいたします。

子育て支援に寄附いただいた方につきましては、寄附者の意思を尊重する考えでおりますので、それぞれに目的を持った、福祉基金は1本でございますが、中身についてはわかるように会計をしていきますので、それぞれの意思に沿った事業に充てていきたいと考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 採算性がよくない、採算がとれない見込みの民間会社の設立に町が出

資をしていく考えが基本にあるわけですね。そういったときに、出資して、その後採算が合わなくて赤字になった場合、どうそれを補填していくのか、そういったリスクをどうやって回避していくのか、町民から預かった、国から預かっている大事な税金をそういったところに投入していくにはきちんとした説明がなされていなければならないわけですよ。とにかく早ければいいという問題ではないというふうに思います。早いということよりも、きちんとした公益性・採算性が担保されたところをきちんと私たちは見ていかなくてはいけない、それが本当の税の公平性な使い道、住民福祉の向上に当たるとは思います、その立ちおくれでしまう、早急にやらないとやっていられないという事業内容かなということも少くエスチョンマークなどところがありますけれども、ここでそういう事業計画が、しっかりした出資計画がないままに事業を進めていくことに対してのリスク回避という点では、町長はどういうふうにお考えになったのか。きちんと事業計画、収支計画が全て出てきて、それからきちんと議会も承認して、予算が出されて進んでいくということで、どうしておくれでしまうのか、その辺、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 28年度の当初予算に上げております出資金につきましては、会社の概要がしっかりとできて会社が設立される、その段階での出資金だと思っておりますので、それができるまでは、早急にといいましても出資はできないと考えております。

それから、民間会社でございます。町が支援するといいますが、株式会社あるいは別の形態の会社になっても、直接その会社の赤字補填をするということは町にはできないはずですので、そこに赤字が出ないような事業内容にできるような、そういう支援をしていきたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 一般会計について、私の聞き漏れもあるんだと思うんですが、再度説明を具体的をお願いしたいと思います。

22ページなんです、社会福祉総務費ということで、上からいきますと福祉基金費が1,460万ですか、それと国民健康保険特別会計繰出金が3,200万ちょっとですね。あとは、後期高齢者医療費、これはマイナス830万、それと臨時福祉給付金事業費というのが8,882万1,000円ということで、この内容について詳しく教えていただきたいというふうに思います。

あとは、同じく一般会計の24ページなんですけど、児童措置費というところで、児童手当支給事業費がマイナス1,260万になっています。これと同じく、一般会計の25ページの畜産費で、これもマイナスなんですけど1,915万3,000円ということになっています。それともう一つなんですけど、同じく一般会計の27ページの学校管理費の中で、先ほどスクールバスという説明があったんですけど、マイナス902万6,000円という数字が出ているんですけど、この辺。それともう一つ、その前の26ページの常備消防費ですね、これがマイナス837万3,000円になっているんですけど、この辺を具体的に教えていただけたらというふうに思いますので、お願いします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の福祉基金についてお答えいたします。

福祉基金の積立額につきましては、先ほど来申し上げておりますふるさと納税の寄附金の積立額、それから基金の利子を含めた分も含めて積立額としております。件数につきましては、現在の予定では1,000件ちょっとを予定して3月末までを見込みました。

以上です。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） それでは、22ページの社会福祉総務費の中の国民健康保険特別会計繰出金についてでございますが、これにつきましては国・県の保険基盤安定繰出金が確定いたしました。それで、町負担分も含めまして保険税軽減分につきましては578万7,000円、保険者支援分につきましては2,628万5,000円の増となりまして、合計で3,207万2,000円の補正ということになります。

もう一つ、後期高齢者医療費でございますが、これは高齢者療養給付費の負担金の確定による減でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 次に、同じく22ページの最後の臨時福祉給付金でございますが、これは前に全協でもご説明しましたように、年度当初、来年度当初に実施される高齢者等の低所得者向けの臨時的給付金分を繰り越して使用する予定のものでございます。

それから、児童手当でございますが、1,260万減額でございますが、当初から比べますと70人程度、出生あるいは転出のものによりまして減額するものでございます。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（穴山喜一郎君） 25ページの畜産振興事業費の減額ですが、これは畜産農家への支援ということで、牛舎、堆肥舎等の支援でございますが、今回国の補助がつかなかったということで、今年度は測量と設計のみであります。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 26ページの常備消防費の837万3,000円の減額の内訳について申し上げます。

まず、1点は、那珂川消防署庁舎整備事業費の額の確定による減額分が245万5,000円になります。

それともう1点、消防通信施設整備ということで、那須広域消防に広域消防の無線指令センターを設置しております。この設置に係りまして起債をしているわけですが、その起債年度が27年度末からということになりますので、起債時期が変わります。そういうことで27年度分の負担分が減額となり、28年度分に先送りになるということになりまして、その分につきまして591万8,000円の減額ということで、合計837万3,000円の減額となります。

以上です。

○議長（大金市美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川幸子君） 27ページの学校管理諸費の902万6,000円の減額ですけれども、小学校のスクールバス14台分の運行業務委託の入札執行残であります。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

石川和美君。

○3番（石川和美君） 私も20ページのまちづくり費についてお伺いします。

この検討されている組織というのは、公益性については一応検討はしているものの一般企業という形で進めるということは、実際にはかなり難しいんじゃないかと私は思うんですよ。ちなみに私、農業公社を提案したわけでございます。その中では、こういった同じようなことをやっていって、なるべくマイナスを少なくするような形で公益性を優先させるようなそういった組織が欲しいということで私は提案しているわけでございます。ところが、この中身は逆を書いています、だんだん受け手もなくなるような場所がどんどん、部分的に捨て置かれるような状況になりかねないような、そういうイメージを持ってしまいます。それが危惧であれば結構なんですけれども、そのあたりの考え方というのは一体どうなのか。そういった動きをどんどん無視しても構わないということであれば、それで結構なんです、その

あたりをお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 答弁願います。

町長。

○町長（福島泰夫君） 今のご質問は、会社のご質問ですか。

会社として、先ほど石川議員がおっしゃったような農地集積とかそういうのがこの会社としてなじむか、あるいは出資する方々がそこまで手を伸ばすか、これはまた私も全く見当もつかない状態でございます。

○議長（大金市美君） 石川和美君。

○3番（石川和美君） 当然そうだと思います。そのための調査費というような形で出てくる。

でも説明された中では、やはり中が見えない。かつ、こういった書類は出ている。だから当然心配になりますよね。そのあたりが一番のポイントだったんですけども、そういうことで、その点は不安はないと、確実に何とかやっていくというようなところを説明いただければと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それを具体化してどういう形で会社が出発できるか、それを検討、あるいはこの委託をかけまして練り込む、その上で、どのような形で会社が発進するか、それを決定するための委託費、それを国の加速化交付金事業に手を挙げてお願いしているところでございます。これがいただけないとなれば、自前でもやる、そのようなお話を前に申し上げました。ただし、それもあくまで議員の皆様のご理解が得られなければ1円たりとも執行ができない、そのような考えであります。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

塚田秀知君。

○7番（塚田秀知君） 今の会社設立の件なんですけど、きのうもいろいろと執行部の方からご説明は受けたわけですが、この未来工学研究所からいただいた資料ですね、きのうも話をしたんですけど、この資料が上がったときに、職員同士でこの中で議論をして問題点等はなかったのかというような質問をしたわけなんですけど、ほとんどやっていないというふうな説明だったんですよ。この資料を持ってきて即担当者が説明したって、うまい説明はできないと思うんですよ。あるいはその会社を設立しようという会社の発起人ですか、そういった方と事前の打ち合わせはしたのか、その件について、まず第1点として質問したいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 当然ですね、会社設立の準備発起人会のほうと、この資料に基づき協議を進めているところでございます。

○議長（大金市美君） 塚田秀知君。

○7番（塚田秀知君） その割にはね、きのうのあれとしてはいろいろと細かいことを質問しても出てこなかったというのはおかしいんじゃないかなと思うんですけどね。例えば、先ほどから出ています事業計画にしても、あるいは収支予算についても、そういったものは出て、その中で打ち合わせをして、そして議会に持ってくるのが筋じゃないかなと思うんですが、それについてはどうですか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） きのももお話し申し上げましたが、現在、並行して準備発起人会のほうと協議を進めておりまして、これからそういった内容について細部を協議していくということでございますし、今回の予定しております委託料400万円につきましては、そういった細部までの検討事項も含めて設立支援に使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 塚田秀知君。

○7番（塚田秀知君） 先ほど来から出ていますように、個人というより、この発起人の方が準備金はその中では出しているのか、出していないのか。町で400万準備していますよと、じゃ発起人の方々はどうなんですか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 発起人につきましては、そういった出資につきまして今後検討するというところでございます。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

[「議長、4番佐藤、議案第15号の修正動議を提出します」と言う人あり]

[「賛成」と言う人あり]

◎修正動議の提出、日程の追加

○議長（大金市美君） ただいま佐藤信親から議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算を修正することの動議が提出されました。賛成の声が付されましたので、成立いたします。

議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算修正の動議を議題とすることについて採決いたします。

この動議を議題とすることに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（大金市美君） 起立多数。

したがって、議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算修正の動議を議題とすることは可決されました。

事務局より修正案を配付いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時37分

---

◎議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算に対する修正

動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 再開します。

議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算に対しては、佐藤信親君のほか7人の方からお手元に配りました修正案動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

趣旨説明をお願いします。

佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番（佐藤信親君） では、議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算に対する



修正動議の趣旨を説明いたします。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び那珂川町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出しますということで、次のページをごらんいただきたいと思っております。

議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算に対する修正案。

議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1表中、1億3,000万円を1億2,600万円に改め、99億6,670万円を99億6,270万円に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、14款国庫支出金、補正前の額6億392万9,000円、補正額400万を減じて6,979万3,000円、計400万減じて6億7,372万2,000円。2項国庫補助金、補正前の額2億7,327万8,000円、補正額400万を減じ5,157万1,000円、計400万を減じ3億2,484万9,000円、歳入合計98億3,670万、補正額400万減じ1億2,600万円、計400万を減じ99億6,270万円。

歳出、2款総務費、補正前の額23億2,987万8,000円、400万を減じ1億3,409万1,000円、計24億6,396万9,000円、2項企画費11億2,822万5,000円、400万を減じ1億2,687万4,000円、400万を減じ12億5,509万9,000円。歳出合計98億3,670万、補正額1億2,600万円、400万を減じてですね。計400万を減じ99億6,270万円。

第3表繰越明許費の一部を次のように改める。

2款総務費、2項企画費、事業名、地方創生加速化交付金事業、400万を減じ1,590万円とする。

歳入歳出予算事項別明細書、これは省略させていただきたいと思っておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上であります。平成28年2月19日における全員協議会で執行部より説明がございましたが、昨年3月定例会で補正及び繰越明許費として平成27年度に繰り越して以来、今日に至るまで議会に一切の説明及び報告もなく、事業の内容等についてさらに詳細な説明を求めべく説明会が、昨日、3月7日午前10時より午後3時まで延べ4時間にわたり開かれました。結果、平成27年6月8日より平成27年10月31日の工期で民間主導による地域再生活活性化推進事業に関する基礎調査等業務委託契約を1,500万円の予算に対し1,490万円で契約を締結いたしました。

業務委託の契約の成果品として調査報告書10冊、磁気媒体によるデータベース一式、これ

はきのうの説明会の段階ではまだ納品されていないということで、我々に提出されました資料は概要版と報告書のポイントのみでございました。

質疑における本件に関する内容は次のとおりであります。

1つ、公益性と採算性についての質疑がありましたけれども、明確な答弁はございませんでした。

2つ目、設立時発行株式の価格が1株1万円とし、1,500株、1,500万円の出資者を募るとのことではありますが、いまだに個人及び事業所等の持ち株等の制限については決まっていないということでございます。

以上のことから、来年度の予算で400万円の出資をするということになりますと、1,500万の後の400万、相当な支出比率になるわけでございます。そうすると当然町が筆頭株主になる可能性も出てくるなんですからけれども、やはり多額の出資者が出てきてしまいますと、少数の株主たちはどのようになるのか、そのことも踏まえて、やはり株式は平等に、均等に割るべきではないかなというふうなことも申したわけなんですけれども、まだこれについては未決定であるということでございます。

3の、やはりこの事業内容、確かにいいことばかりでございます。ただ、他の類似団体及び類似業態との調整について伺ったところ、まだ未調整であるということでございます。

次に、計画事業に対する事業収入見込み等の金額は計上されておりますが、それに伴う支出等の金額が計上されていないなど、財政計画がまだ不明確である。また、処分場常時監視システム構築運営管理事業、7年後となっておりますが、県からの交付金年間5,000万円の一部を活用し常時監視業務の請負として1,500万円を見込んでいるが、これについての説明はまだ未決定であるということでもありますけれども、そういう計画が出されていると。これにも一つの疑問も生じてまいります。

最後になる前に、薬利小学校跡地利用についての使用料について、担当課との調整は未調整であり、軌道に乗るまでは免除を希望していると。また、施設改修費用等についても負担区分が明確ではありません。ある事業団体が薬利小学校を利用したいということで伺ったところ、100万円という高額な使用料があるというふうに言われたということで言っておりました。これがまた無料になるということとはどのようなことなのかということで、担当課のほうに聞いたところ、まだこれについては調整していないということございました。

経営困難となった場合のリスク管理が明確となっていない。先ほどの質問の中にもございましたけれども、赤字になった場合、町が負担できなくても増資という形でまた再投入とい

うようなことにもなってくると泥沼のような状態になってくるのではないかなと、そんなことも考えられる。

以上のことから、実態把握のできるような状況になく、この段階でさらに400万円の投入は、他事業とのバランスから見ても、また具体的事業内容及び収支計画が根拠のあるものとなった段階で再度協議すべきと考え、補正予算の修正動議を提出するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 修正動議の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後3時5分といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（大金市美君） それでは、再開いたします。

これより討論を行います。

討論は一括議題となっております議案第15号から21号、そしてただいま佐藤議員から出されました修正案動議ですね、あわせて討論を行いたいと思います。

先に反対の討論をお願いします。

岩村文郎君。

○9番（岩村文郎君） 私は、本修正動議に対する反対の討論をさせていただきます。

昨日からいろいろ議論になっております那珂川町元気プロジェクト会社設立に関してのこの補正予算であります、実は私もその元気プロジェクトのメンバーの1人として今まで3年間活動してまいりました。きょういろんな意見が出たようなことは全くありません。3年間本気になって毎月議論して、最初は協議会であったけれども、3カ年になりまして何とか協議会じゃなくて、ちゃんと収支のバランスのとれる会社にしようよということで進めてまいりました。いろんなきのうからの説明が、ちょっと不備な点はありますが、この会社は決して将来、皆さんが危惧しているつぶれるとか、どうなるかわからないとかということは決してないとは私は思っております。そういうことで本気になって議論してまいりましたので、この修正動議が出たことに対しては非常に残念に思っております。

そういうことで、今後これが可決したときには、那珂川町の活性化、振興、これに影響するというような考え方を持っております。そういうことがないように祈ってはおりますけれども、この400万円という金が多額は多額ですけれども、この会社を設立するにはどうしても必要な金だというふうに思っております。そういうことで、那珂川町の振興、活性化がおくれないうように思っております。

また、今回説明でありました地方創生加速化交付金事業ということで、町では国のほうに申し込みしてあります。これが取り下げになるというふうに私は思っております。もしこの交付金を取り下げになった場合、町に対する影響というのは非常に大だというふうに思っております。これが後の交付金などいろんな面に影響しなければいいなというふうに思っております。危惧しております。そういうことで、今回何とか予定どおりの予算執行を願う一人であります。

もしこれが可決して減額となった場合、今後の那珂川町に対するいろんな面での影響というものを心配しております。何とか予算を予定どおり可決したいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そんなことを申し上げまして、簡単ですが、私の本案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

塚田秀知君。

○7番（塚田秀知君） 7番、塚田です。

ただいま岩村さんから心のこもった反対討論はございましたが、昨日から、先ほども動議提案者の佐藤信親議員からもいろいろ話がありましたが、会社設立に対して反対するものではございません。ただ、会社設立に当たって事業計画あるいは収支予算書などが出ていない段階での承認というふうなものは、議会としては難しいというふうに判断して、反対動議に対する私の賛成討論といたします。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） それでは、討論がないようですので、これから議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の採決を行います。

まず、本案に対する修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

したがって、修正案は可決されました。

---

◎議案第15号～議案第21号の採決

○議長（大田市美君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成27年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号及び議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第22、議案第22号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更について、及び日程第23、議案第23号 第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の議決については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第22号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更について、議案第23号 第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の議決について提案理由の説明を申し上げます。

第2次那珂川町総合振興計画は平成28年度から37年度までを計画期間とする町の最上位計画となり、その内容は、今後10年のまちづくりの将来像を掲げ、それらを実現するため基

本的な方向性、施策の大綱を示した基本構想と基本構想で掲げたまちづくりの基本目標を達成するための基本施策について、現状と課題に触れ、基本方針、施策、指標を掲げ、重点的に取り組むべき事業や事業推進のための行政運営のあり方などをまとめた前期5カ年、後期5カ年の基本計画となっております。なお、本日提案いたしますのは前期5カ年の基本計画となります。

本基本構想につきましては、昨年6月定例会において議決の上決定したところでございますが、本前期基本計画との結びつきや地方創生に係る那珂川町人口ビジョンとの整合を図るためなどの理由により、その内容を変更するものであります。

なお、本基本構想の変更及び本前期基本計画の策定に当たりましてはパブリックコメントによる意見の聴取及びまちづくり審議会においても審議・答申をいただいたところでございます。

また、総合振興計画基本構想の変更及び総合振興計画基本計画の策定に当たっては、地方自治法第96条第2項及び那珂川町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

初めに、第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更につきまして説明をいたします。

別冊の第2次那珂川町総合振興計画基本構想新旧対照表をごらんください。

変更の理由につきましては、基本構想の後に続く前期基本計画、同年並行して策定する那珂川町人口ビジョン、那珂川町過疎地域自立促進計画との結びつきや整合を図るためなどです。

変更の内容については、基本構想の将来像や方向、目標などは変わりありませんが、文章の数値、図面の一部が変わるものです。

それでは、内容の説明に移ります。

1、2ページをごらんください。

初めに、2、那珂川町の現状における変更ですが、6、交通基盤については町道の延長、改良率、固有名詞を変更するものです。変更の理由は、町道については、毎年県に報告する数値に改めたためです。交通機関については、現在使われているバスの名称に改めたため

す。また、産業については、就業者数とその割合を変更するものです。変更の理由は、過疎地域自立促進計画の策定に際しての県との協議により分類不能の産業を含めたためです。

3 ページ、4 ページに移ります。

上段のグラフは、先ほどの7、産業の続きとなります。7、産業の(3)工業等については、企業誘致の内容を変更するものです。変更の理由は、内容に不備があったため修正するものです。

次に、3、新たなスタートにあたってにおける変更ですが、2、まちづくりにおける町の主要課題の(2)都市基盤・生活基盤の整備については、5、6 ページに移りますが、固有名詞を変更するものです。変更の理由は、一般に使われている表現に改めたためです。

2、まちづくりにおける町の主要課題の(6)産業の振興については、水産業を追記するものです。追記の理由は、水産業の位置づけを追記したためです。

次に、4、那珂川町の将来の姿における変更ですが、3、人口の推移の(1)人口、7 ページ、8 ページに移りまして(2)年齢別人口、(3)世帯については、町の将来人口数値、世帯数値の変更をするものです。変更の理由は、那珂川町人口ビジョンにおいて算出した数値に改めたためです。

9 ページ、10 ページに移ります。こちらは先ほどの3、人口の推移のつづきとなります。

11 ページ、12 ページに移ります。

4、土地利用については、土地利用現況図を変更するものです。変更の理由は、県から移管を受けた道路や新規開通された道路等を修正したものであります。

13 ページ、14 ページに移ります。

次に、5、施策の大綱における変更ですが、1、快適に暮らせる町をつくるの(2)都市基盤の整備、①道路の整備については、文言を追記するものです。追記の理由は、本基本構想に続く前期基本計画との結びつきを保つためです。

1、快適に暮らせるまちをつくるの(3)生活基盤の整備については、空き家対策を追記するものです。追記の理由は、本基本構想の後に続く前期基本計画との結びつきを保つためです。

2、元気で明るく暮らせるまちをつくるの(2)高齢者福祉・社会福祉の充実については、固有名詞を変更するものです。変更の理由は、一般的に使われている表記に改めたためです。

15 ページ、16 ページに移ります。

3、人を育むまちをつくるの(1)学校教育の充実については、人材の育成に主眼を鑑み



加筆するものです。加筆の理由は、まちづくり審議会からいただいた意見を尊重し、執行部としても時代に沿った適切な表現と判断したためです。

5、人と自然が共生するまちをつくるの（2）生活環境の保全及び17ページ、18ページに移り、（3）循環型社会の構築については、基本構想の後に続く前期基本計画との結びつきを保つために基本施策の内容のすみ分けをしたものです。

6、ともに考え行動するまちをつくるの（3）については、基本政策の名称とその内容を変更するものです。変更の理由は、本基本構想の後に続く前期基本計画との結びつきを保つためです。

19ページ、20ページに移ります。

次に、施策体系における変更ですが、まちづくりの方向性としての基本方向を追記するものです。追記の理由は、基本方向はもともと基本構想にうたわれているもので、この施策の体系にあらわすことでより本基本構想の形や流れがわかりやすくなるためです。

21ページ、22ページに移ります。

こちらは、先ほどの施策の体系の続きとなり、さきに説明した基本施策の名称の変更によるものです。

以上が第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更について、その内容となります。

続きまして、第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画について説明をいたします。

別冊の第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画をごらんください。

本計画は、第2次那珂川町総合振興計画基本構想で掲げたまちづくりの基本目標を達成するための施策について、現状と課題に触れ、基本方針、施策、指標を掲げまとめたものであります。

計画書を1枚開いていただき目次をごらんください。

本計画は、第1章快適に暮らせるまちをつくるから、次のページに移り、第7章重点プロジェクトまでの構成となっております。

各章には関係する施策を節として記述し、各施策は必要に応じ小項目を設け、現状と課題、基本方針、施策、指標といった構成としております。

内容の説明につきましては、現状と課題、基本方針、指標は省略させていただき、施策についての概略の説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

1枚開いていただき、1ページをごらんください。

初めに、第1章快適に暮らせるまちをつくるであります。ここでは第1節を土地利用と

しております。また、第2節を都市基盤の整備とし、1、道路の整備、2、公共交通網の整備、3、公園緑地の整備、4、住宅の整備の4項目を設けております。

また、第3節を生活基盤の整備とし、1、住宅の整備、2、上水道の整備、3、下水道の整備、4、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備、5、情報通信基盤の整備、6、社会資本の長寿命化、7、空き家対策の7項目を設けております。

2ページに移ります。

第1節土地利用の施策は、3ページに移り、調和のとれた土地利用の誘導、長期的視野に立った土地利用の推進、都市施設の整備を図ることとしております。

4ページの第2節都市基盤の整備に移ります。

1、道路の整備の施策は、5ページに移り、骨格道路の整備、町の活性化に資する道路の整備、こころ安らぐ道路の整備を図ることとしています。

6ページに移ります。

2、公共交通網の整備の施策は、バス路線維持、デマンド交通の運行、広域公共交通網の整備を図ることとしております。

7ページに移ります。

3、公園緑地の整備の施策は、8ページに移り、町民に愛される公園整備、小公園の整備を図ることとしています。

4、宅地の整備の施策は、9ページに移り、分譲宅地の整備を図ることとしています。

10ページの第3節生活基盤の整備に移ります。

1、住宅の整備の施策は、町営・町有住宅の整備を図ること、11ページに移り、民間住宅等の整備を図ることとしています。

2、上水道の整備の施策は、12ページに移り、水道水の安定供給を図ることとしています。

13ページに移ります。

3、下水道の整備の施策は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備の推進、施設の耐震化を図ることとしています。

14ページに移ります。

4、消防防災・交通安全・防災基盤の整備の施策は、15ページに移り、消防団の充実、防災対策の充実、交通安全対策の充実を図ること、16ページに移り、防犯対策の充実を図ることとしています。

17ページに移ります。

5、情報通信基盤の整備の施策は、ケーブルテレビを核とした地域高度情報化・ネットワーク化の推進を図ること、18ページに移り、ケーブルテレビ加入促進と地域の一体性の醸成を図ることとしています。

19ページに移ります。

6、社会資本の長寿命化の施策は、社会資本の長寿命化を計画的に行うこととしています。20ページに移ります。

7、空き家対策の施策は、空き家の利活用、空き家の被害防止を図ることとしています。21ページに移ります。

第2章、元気で明るく暮らせるまちをつくるであります。第1節、医療・保健の充実、第2節、高齢者福祉・社会福祉の充実、第3節、児童福祉・子育て支援の充実、第4節、社会保障の充実で構成しています。

22ページに移ります。

第1節、医療・保健の充実の施策は、保健事業の見直しを図ること、23ページに移り、乳幼児から高齢者まで一貫した健康管理、支援体制づくりの推進、一人一人が「健康をつくる」意識と健康習慣づくりの推進、生活習慣病・寝たきり予防の推進、こころの健康づくりの推進、生涯を通して安心して暮らせる環境づくりの推進を図ることとしています。

25ページに移ります。

第2節、高齢者福祉・社会福祉の充実の施策は、26ページに移り、保健・医療・福祉・介護・サービスの連携と充実、生きがいつくりの事業の推進、各種団体の充実、障害者福祉サービスの充実を図ることとしています。

27ページに移ります。

第3節、児童福祉・子育て支援の充実の施策は、保育園等の整備を図ること、28ページに移り、子育て支援の充実、成功につながる活動の促進を図ることとしています。

29ページに移ります。

第4節、社会保障の充実の施策は、介護保険制度の充実を図ること、30ページに移り、国民健康保険・後期高齢者医療費制度の健全化を図ることとしています。

31ページに移ります。

第3章、人を育むまちをつくるであります。第1節、学校教育の充実、第2節、生涯学習の充実、第3節、スポーツ・レクリエーションの振興、第4節、文化の振興、第5節、国際交流の推進、第6節、人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上で構成されていま

す。

32ページに移ります。

第1節、学校教育の充実の施策は、心身とも健康で豊かな人間性を育む教育の推進を図ること、33ページに移り、生きる力を育むための確かな学力の向上、学びを支える教育環境づくりの推進を図ることとしています。

34ページに移ります。

第2節、生涯学習の充実の施策は、生涯学習の推進を図ること、35ページに移り、生涯学習推進における住民参画の促進、生涯学習推進のための人材育成、町民の生涯学習に対する学習意欲の向上、情報化時代に対応した生涯学習の推進を図ること、36ページに移り、生涯学習施設の整備と適正管理、子供の読書活動の推進、図書館の施設充実を図ることとしています。

37ページに移ります。

第3節、スポーツ・レクリエーションの振興の施策は、各種スポーツ等の振興、地域におけるスポーツの振興を図ること、38ページに移り、総合型地域スポーツクラブの推進、指導者の要請と資質の向上、健康づくりの推進、スポーツ・レクリエーションによる交流の推進を図ること、社会体育施設の整備及び維持管理に努めることとしています。

39ページに移ります。

第4節、文化の振興の施策は、文化の振興を図ること、40ページに移り、歴史文化施設のネットワーク化の推進、生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携、歴史文化資源の保存と有効活用、豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援を図ることとしています。

41ページに移ります。

第5節、国際交流の推進の施策は、国際交流事業の効果的な推進、国際交流を推進する運営組織の充実を図ること、42ページに移り、国際的な視野を持った人材の育成、国際化に対応した地域づくりの推進を図ることとしています。

43ページに移ります。

第6節、人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上の施策は、44ページに移り、人権擁護活動の推進、男女共同参画社会の実現、女性の社会参画の促進、次代を担う青少年の健全育成を図ること、45ページに移り、社会参加と自主的活動の推進、非行防止活動の強化を図ることとしています。

46ページに移ります。

第4章、活力を起こすまちをつくるであります。第1節、農林水産業の振興、第2節、商工業の振興、第3節、観光の振興で構成をしております。

47ページに移ります。

第1節、農林水産業の振興の施策は、48ページに移り、農業の振興にしましては地域の特性を生かした農業の確立を図ること、49ページに移り、意欲と能力のある多様な農業者の育成、効果的な農業の確立、農業を支える基盤づくりの推進、中山間地域の魅力を活かした都市交流促進と農村づくりの推進を図ることとしています。

林業の振興にしましては、豊かな森林づくり、林業の活性化の推進、50ページに移り、地域特性に応じた山村の振興を図ることとしています。

水産業の振興にしましては、地域特性に応じた水産業の振興を図ることとしています。

51ページに移ります。

第2節、商工業の振興の施策は、52ページに移り、商業等の活性化と経営強化、企業の経営体質の強化、優良企業の立地促進、新産業の創出・育成を図ることとしています。

53ページに移ります。

第3節、観光の振興の施策は、54ページに移り、観光資源の保護・活用と拠点整備、観光特産品の開発、55ページに移りまして、観光ネットワークの整備を図ることとしています。

56ページに移ります。

第5章、人と自然が共生するまちをつくるであります。第1節自然環境の保全、第2節生活環境の保全、第3節、循環型社会の構築、第4節、環境学習の推進で構成されています。

57ページに移ります。

第1節、自然環境の保全の施策は、環境基本計画後期計画に基づく安全安心なまちづくりの推進、自然環境の保全、森林の保全を図ること、58ページに移り、農地の保全、水辺の保全を図ることとしています。

59ページに移ります。

第2節、生活環境の保全の施策は、生活環境の保全を計画的に推進すること、生活雑排水の適正処理、廃棄物処理の指導強化を図ること、60ページに移り、地域環境の保全を図ること、環境の美化を推進すること、ごみの分別収集、不法投棄物の適正処理を推進することとしています。

61ページに移ります。

第3節、循環型社会の構築の施策は、循環型社会の構築の推進を図ることとしています。

63ページに移ります。

第4節、環境学習の推進の施策は、環境学習の推進を図ることとしています。

64ページに移ります。

第6章、ともに考え行動するまちをつくるにつきましては、第1節、行財政の健全化、第2節、住民参加・協働の推進、第3節、広域・地域間連携と交流の促進で構成をしています。

65ページに移ります。

第1節、行財政の健全化の施策は、推進体制の適正な運用、行財政の健全化の推進を図ることとしています。

67ページに移ります。

第2節、住民参加・協働の推進の施策は、協働のまちづくりの推進、協働のまちづくりを進めるための環境整備を図ること、68ページに移り、協働のまちづくりを進めるための意識改革、地域おこし協力隊の活動推進を図ることとしています。

69ページに移ります。

第3節、広域地域間連携と交流の促進の施策は、広域地域間連携の推進、広域地域間交流の促進を図ることとしています。

70ページに移ります。

第7章、重点プロジェクトではありますが、町の将来像の実現に向けて、本計画において総合的かつ効率的・効果的に取り組むべき重要な施策を3大プロジェクトとして設定をいたしました。

71ページに移ります。

まず、1つは、雇用の創出推進プロジェクト、2つ目は、結婚・出産・子育て推進プロジェクト、3つ目は、新しい人の流れ創出推進プロジェクトであります。これらは本町の人口減少の抑制と若者定住の促進を図るためのもので、将来にわたり持続・発展するまちの実現を目指すものであります。

以上が第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の説明となります。

なお、第2次那珂川町総合計画基本構想の変更並びに第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の策定に当たりましては、昨年12月25日から本年1月25日にかけて実施しましたパブリックコメントでは1件が寄せられ、一部前期基本計画に反映いたしております。また、諮問機関であるまちづくり審議会からは、慎重に審議をいただき、先月3日に妥当なもので

あると答申をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 盛りだくさんな、長期もありますし、5年後を短期と言えば短期と言えませけれども、そういった計画に盛りだくさんある中で、大方は賛同できるようなものでございます。

しかしながら私は、この2番目のほうですね、この中で59から60ページのところにどうしても賛同できないものが含まれておりますので、こういった町の事業でもない、県の事業を推進していくというようなことについては賛同できないものであります。

北沢地区の不法投棄物、これを適正に処理するため現在、県営管理型最終処分場の建設計画が進められるということをも明記されておまして、そして次のページで不法投棄物の適正処理、不法投棄された産業廃棄物の適正処理について県営最終処分場建設を推進し解決を図るというふうな、こういう文言が盛り込まれているわけです。たびたび私は一般質問等でも取り上げまして、この最終処分場建設反対を表明をしましてまいりました。ここに書かれている文言は、ことしで約26年たつ不法投棄物なんですね。この不法投棄物を撤去するんだということを理由にして産業廃棄物の管理型の最終処分場の建設というものを容認し、推進するという、こういう計画が盛り込まれていると、これどうしても容認できません。ぜひともこの点につきましては削除をして再提出するような、そういう取り組みを願うものであります。

こういったことが実行されない限り、私はこの点について賛成するわけにはいかないということをおし上げてまして、私の反対討論といたします。

○議長（大金市美君） 確認なんですが、23号ですよ。

○6番（大森富夫君） そうですね、あとのやつですね。

○議長（大金市美君） はい。

ほかに討論ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更については、原案どおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の議決については、異議がありますので起立により採決を行います。

議案第23号 第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第24、議案第24号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第24号 那珂川町過疎地域自立促進計画について提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、時限立法であった過疎地域自立促進特別措置法が平成24年に改正され、その執行期間が5年間延長されたことから、過疎からの脱却と地域の自立促進を図るため、平成28



年度から平成32年度までを計画期間とする那珂川町過疎地域自立促進計画を策定するものです。

計画策定に当たりましては、従来の計画を踏襲しながら、これまでの実績と将来の展望に検討を加え、過疎対策事業を施策に盛り込みました。今後、本計画に沿って過疎対策事業に取り組んでいくこととなりますが、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえ、逐次、計画の検討、修正を加えながら目標達成に最大の努力をしてみたいと考えております。

なお、計画策定に当たりましてはパブリックコメントを実施し、まちづくり審議会において審議をいただき、妥当なものとの答申をいただいております。その後、栃木県との協議を済ませたところであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定より、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 那珂川町過疎地域自立促進計画について補足説明を申し上げます。

まず、過疎地域指定の経過と計画の位置づけについて、その概要を説明を申し上げます。

昭和45年に旧馬頭町が過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域の指定を受け、平成17年の合併後は、非過疎地域であった小川地域も含めた町全域が過疎地域とみなされたところです。

平成26年には同法の一部改正により、那珂川町全域が過疎地域として公示され、改めて町全域が過疎地域としての位置づけを受けたこととなりました。過疎の対策としては、これまでに同法に基づく町過疎計画を策定し、国の過疎対策事業債を活用した各種の事業を展開してきたところです。

今回策定する計画につきましては、平成24年の同法の一部改正により、その執行期限が5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする那珂川町過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

先ほども触れましたが、同計画を策定することにより国の過疎対策事業債を活用することが可能となり、より有利な条件で事業を実施することができることとなります。

なお、本計画は、9月に作成された栃木県過疎地域自立促進方針に基づき策定するもので

あります。

それでは、計画の内容につきまして、その概要説明を申し上げます。

別冊の那珂川町過疎地域自立促進計画をごらんください。

1枚開いていただき、目次からごらんいただきたいと思います。

計画は、1、基本的な事項から10、その他地域の自立促進に必要な事項までの構成となっております。

1ページに移ります。

1、基本的な事項については、1、町の概況として、(1)自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況、2ページに移り、(2)過疎の状況、3ページに移り、(3)社会経済的発展の方向と概要をうたうこととしております。

4ページに移ります。

2、人口及び産業の推移と動向については、(1)人口の推移、7ページに移り、(2)産業の動向をうたうこととしております。

9ページに移ります。

3、行財政の状況については、(1)行政の状況、11ページに移り、(2)財政の状況、12ページに移り、(3)公共施設の整備状況をうたうこととしております。

13ページに移ります。

4、地域の自立促進の基本方針については、(1)これまでの成果と課題、(2)自立促進の基本方針をうたうこととしております。

基本方針については、次の11項目をうたうこととしております。

1、農林業の生産基盤の整備による経営の効率化及び担い手育成の推進、2、地域特産品の開発とそのブランド化による地場産業の振興、14ページに移り、3、企業誘致等及び新たな産業の創出による就業機会の創出、4、地域資源や文化遺産を活用した観光の振興とネットワーク化、5、幹線道路網の整備及び身近な生活交通の確保、6、公営住宅及び民間住宅、空き家、優良宅地分譲地、上下水道施設、消防防災対策等の生活環境基盤の整備、7、少子高齢社会に対応した児童福祉施設、高齢者福祉施設等の整備促進、8、地域医療の確保及び健康増進、疾病予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健医療提供体制の整備推進、9、生涯学習環境の充実及び学校教育施設の整備、10、人と自然が共生する環境への負荷が少ない循環型社会の構築、11、地域コミュニティの形成であります。

5、計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5カ年としております。

15ページに移ります。

ここからは分野ごとの政策となり、それぞれに現状と問題点、その対策、計画ごとにまとめることとしています。

2、産業の振興の1、現状と問題点については、(1) 農業、16ページに移りまして(2) 林業、17ページに移りまして(3) 水産業、(4) 地場産業の振興等として、ア、地場産業の振興、イ、地域産業おこし、18ページに移り、(5) 企業誘致、20ページに移り、(6) 企業の促進、(7) 商業、22ページに移り(8) 観光又はレクリエーションによるものをうたうこととしております。

2、その対策については、(1) 農林水産業の振興、23ページに移り、地場産業の振興等、24ページに移りまして(3) 商工業の振興、(4) 観光の振興をうたうこととしております。25ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。

26ページに移ります。

3、交通通信体系の整備及び情報化の促進の1、現状と問題点については、(1) 道路として、ア、国道、イ、県道、ウ、町道、27ページに移り、エ、農道、オ、林道、(2) 生活交通、28ページに移り、(3) 情報通信によるものをうたうこととしております。

2、その対策については、(1) 道路、(2) 生活交通、29ページに移りまして(3) 情報通信によるものをうたうことにしております。

30ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。

31ページに移ります。

4、生活環境の整備の1、現状と問題点については、(1) 水道、32ページに移り、(2) 生活排水処理施設、(3) 一般廃棄物、(4) 防災体制及び消防施設、(5) 公営住宅、33ページに移り、(6) 公園整備によるものをうたうこととしております。

2、その対策については、(1) 水道、(2) 生活排水処理施設、(3) 一般廃棄物、34ページに移り、防災体制及び消防施設、(5) 公営住宅、(6) 公園整備によるものをうたうこととしております。

35ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。

36ページに移ります。

5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の1、現況と問題点については、(1) 高齢者福祉、(2) 児童福祉、37ページに移り、(3) 社会福祉によるものをうたうこととしております。

2、その対策については、(1) 高齢者福祉、38ページに移り、(2) 児童福祉、(3) 社会福祉によるものをうたうこととしております。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。  
39ページに移ります。

医療の確保については、1、現況と問題点、2、その対策についてうたうこととしています。

40ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。  
41ページに移ります。

7、教育の振興の1、現況と問題点については、(1) 学校教育、42ページに移り、(2) 社会教育によるものをうたうこととしております。

44ページに移ります。

2、その対策については、(1) 学校教育、(2) 社会教育によるものをうたうこととしております。

45ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。  
46ページに移ります。

8、地域文化の振興等については、1、現況と問題点、2、その対策についてうたうこととしています。

47ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。  
48ページに移ります。

9、集落の整備については、1、現況と問題点、2、その対策についてうたうこととしております。

50ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。  
51ページに移ります。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項の1、現況と問題点については、(1)自然環境の保全、(2)低炭素・循環型社会の構築、再生可能エネルギーの活用によるものをうたうこととしています。

2、その対策については、(1)自然環境の保全、(2)低炭素・循環型社会の構築、再生可能エネルギーの活用によるものをうたうこととしております。

52ページに移ります。

3、計画については、具体的な事業計画を記載しております。

最後のページは、3、計画に掲示した事業のうちソフト事業を再掲しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第25、議案第25号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第25号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

小川運動場線については、小川運動場整備とあわせ国道294号、小川福祉センター付近より小川運動場への接続道路として整備してまいりましたが、今回、一部工事が完了したことにより新たに認定するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） では、補足説明を申し上げます。

別紙参考資料をごらんください。

認定路線の小川運動場線は、起点が国道294号、終点が小川運動場までの総延長267メートル、最小幅員11.8メートルから最大幅員27メートルの路線であり、小川運動場への接続道路として利便性の高い路線であり、町道として管理するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分